

平成30年第6回平群町議会

定例会会議録（第3号）

|   |  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
|---|--|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------------|---------|-------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|-------|-----------|-------|
| 招 集 年 月 日   | 平成30年12月26日  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 招 集 の 場 所   | 平群町議会議場  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 開 会 （ 開 議 ）   | 12月26日午前9時0分宣告（第3日）  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 出 席 議 員   | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 山 本 隆 史</td> <td style="width: 50%;">2 番 城 内 敏 之</td> </tr> <tr> <td>3 番 井 戸 太 郎</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>9 番 高 幣 幸 生</td> </tr> <tr> <td>10 番 窪 和 子</td> <td>11 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>12 番 馬 本 隆 夫</td> <td></td> </tr> </table>  | 1 番 山 本 隆 史 | 2 番 城 内 敏 之 | 3 番 井 戸 太 郎 | 4 番 森 田 勝 | 5 番 稲 月 敏 子 | 6 番 植 田 い ず み | 7 番 山 口 昌 亮 | 9 番 高 幣 幸 生 | 10 番 窪 和 子  | 11 番 下 中 一 郎 | 12 番 馬 本 隆 夫 |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 1 番 山 本 隆 史   | 2 番 城 内 敏 之  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 3 番 井 戸 太 郎   | 4 番 森 田 勝  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 5 番 稲 月 敏 子   | 6 番 植 田 い ず み  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 7 番 山 口 昌 亮   | 9 番 高 幣 幸 生  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 10 番 窪 和 子  | 11 番 下 中 一 郎   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 12 番 馬 本 隆 夫  |  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 欠 席 議 員   | な し  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| <p>地方自治法第121条<br/>第1項の規定により<br/>説明のため出席<br/>した者の職氏名</p> | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>山 口 繁 雄</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 参 事</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 参 事</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>福 井 伸 幸</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>東 川 雅 俊</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 主 幹</td> <td>南 佳 子</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>乾 宏 美</td> </tr> </table> | 町 長         | 西 脇 洋 貴     | 教 育 長       | 岡 弘 明     | 会 計 管 理 者   | 橋 本 雅 至       | 政 策 推 進 課 長 | 大 浦 孝 夫     | 総 務 防 災 課 長 | 瓜 生 浩 章      | 税 務 課 長      | 山 口 繁 雄 | 住 民 生 活 課 長 | 中 村 九 啓 | 健 康 保 険 課 長 | 辰 巳 育 弘 | 福 祉 課 長 | 今 田 良 弘 | 観 光 産 業 課 長 | 西 岡 勝 三 | 都 市 建 設 課 長 | 寺 口 嘉 彦 | 教 育 委 員 会 総 務 課 長 | 松 村 嘉 容 | 上 下 水 道 課 長 | 島 野 千 洋 | 政 策 推 進 課 参 事 | 経 堂 裕 士 | 都 市 建 設 課 参 事 | 大 辻 孝 司 | 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 | 巳 波 規 秀 | 政 策 推 進 課 主 幹 | 福 井 伸 幸 | 総 務 防 災 課 主 幹 | 川 西 貴 通 | 総 務 防 災 課 主 幹 | 東 川 雅 俊 | 健 康 保 険 課 主 幹 | 南 佳 子 | 福 祉 課 主 幹 | 乾 宏 美 |
| 町 長   | 西 脇 洋 貴  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 教 育 長   | 岡 弘 明  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 会 計 管 理 者   | 橋 本 雅 至  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 政 策 推 進 課 長   | 大 浦 孝 夫  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 総 務 防 災 課 長   | 瓜 生 浩 章  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 税 務 課 長   | 山 口 繁 雄  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 住 民 生 活 課 長   | 中 村 九 啓  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 健 康 保 険 課 長   | 辰 巳 育 弘  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 福 祉 課 長   | 今 田 良 弘  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 観 光 産 業 課 長   | 西 岡 勝 三  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 都 市 建 設 課 長   | 寺 口 嘉 彦  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 教 育 委 員 会 総 務 課 長                                       | 松 村 嘉 容  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 上 下 水 道 課 長   | 島 野 千 洋  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 政 策 推 進 課 参 事   | 経 堂 裕 士  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 都 市 建 設 課 参 事   | 大 辻 孝 司  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事                                     | 巳 波 規 秀  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 政 策 推 進 課 主 幹   | 福 井 伸 幸  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 総 務 防 災 課 主 幹   | 川 西 貴 通  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 総 務 防 災 課 主 幹   | 東 川 雅 俊  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 健 康 保 険 課 主 幹   | 南 佳 子  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |
| 福 祉 課 主 幹   | 乾 宏 美  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |              |              |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |                   |         |             |         |               |         |               |         |                     |         |               |         |               |         |               |         |               |       |           |       |

|   |  |                               |
|---|--|-------------------------------|
| <p>地方自治法第121条<br/>第1項の規定により<br/>説明のため出席<br/>した者の職氏名</p> | <p>福祉課主幹<br/>教育委員会総務課主幹<br/>教育委員会総務課主幹</p> | <p>松本光弘<br/>太田育代<br/>浦井久嘉</p> |
| <p>本会議に職務の<br/>ため出席した者<br/>の職氏名</p>                     | <p>議会事務局長<br/>主幹<br/>書記</p>                | <p>上田昌弘<br/>高橋恭世<br/>和田里絵</p> |
| <p>議事日程</p>   | <p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>                |                               |

平成30年第6回（12月）  
平群町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年12月26日（水）  
午前9時開議

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 発 言 順 序

| 発言順序 | 議席番号 | 氏 名   | 質 問 要 旨   |
|------|------|-------|---|
| 8    | 10番  | 窪 和子  | 1 幼児教育の無償化について<br>2 (仮称) 子ども未来課の創設にむけた進捗状況につ<br>いて<br>3 風疹対策で予防接種へ助成を<br>4 産後ケア事業の導入を<br>5 L G B Tへの取り組みと理解促進を<br>6 避難所として学校体育館にエアコン設置を<br>7 シニアカー (ハンドル型電動車いす) の鉄道利用に<br>ついて |
| 9    | 12番  | 馬本 隆夫 | 1 元西小学校跡地利用について<br>2 最終段階を迎えた駅前開発事業について<br>3 公共交通空白地域解消へ  |
| 10   | 9番   | 高幣 幸生 | 1 新文化センターのオープニング・イベントについて   |

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。連日、お疲れさまです。

会議の冒頭でございますが、総務防災課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。総務防災課長。

○総務防災課長

貴重なお時間を拝借いたしまして、一言おわびをしたいと思います。

本日、エアコンが故障いたしまして、大変申しわけございません。ストーブということで、本日はよろしくお願ひしたいと思います。申しわけございません。

○議 長

ただいまの出席議員は、11名で定足数に達しておりますので、これより平成30年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日に7名の議員の一般質問が終わっておりますので、本日は3名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号8番、議席番号10番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○10番

皆様、おはようございます。10番、窪でございます。それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております7項目について質問させていただきます。

大きな1項目めは、幼児教育の無償化について質問をいたします。

子育て世帯を応援し、社会保障を全世帯型へ抜本的に変えるため、2019年10月から幼児教育の無償化が行われ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や負担軽減を図る少子化対策として取り組まれます。そこで、具体的に4点お尋ねいたします。

1点目、無償化の対象者・利用料と対象となる施設・サービスについて、2点目、無償化における主食費・副食費の取り扱いについて、3点目、無償化に伴う財政の影響額として、利用料の減収分と消費税の増収分について、4点目、

無償化の全面的な実施を目指し、保育の需要が見込まれると考えますが、待機児童対策や保育教諭の確保のための処遇改善などの工夫をどのように考え、準備を進められておられますか、お尋ねをいたします。

大きな2項目めは、子ども未来課の創設に向けた進捗状況について質問をいたします。

本年3月議会で一般質問を行い、(仮称)子ども未来課の創設で切れ目ない子育て支援について質問をいたしました。子どもに関する各課の具体的な業務内容や子育て業務の一元化によるわかりやすい窓口体制の設置について、近隣自治体の状況を見ながら協議・検討を行うと御答弁をいただいております。広陵町、三宅町、田原本町、本年4月からは上牧町、三郷町で設置がされました。

まず1点目、質問以降9カ月がたちましたが、これまでの取り組みと進捗状況についてお尋ねをいたします。

2点目、これまで業務内容など一元化するため大変御苦勞をいただいていると認識していますが、特に妊娠から就学前の切れ目ない子育て支援をするには、今や縦割りではなく、住民目線でわかりやすい利便性のある窓口体制にすることは喫緊の課題であるため、近隣では速やかに設置がされています。そこで、本町の福祉課、健康保険課、教育委員会の3課にお尋ねをいたします。

まず、(仮称)子ども未来課の設置に対する必要性をどのように認識されておられるか、また窓口一元化に向けた各業務内容と創設に向けた御見解をお尋ねいたします。

大きな3項目めは、風疹対策で予防接種へ助成をについて質問をいたします。

本年7月下旬ごろから首都圏などで感染が拡大している風疹について、厚生労働省は12月11日、定期予防接種の機会がなかった現在39歳から56歳の男性を対象に、2019年から21年度末までの約3年間、全国で原則無料でワクチン接種を実施する方針を発表しました。

風疹は、妊婦が感染すると、赤ちゃんが難聴や心臓病、白内障などになって生まれる可能性があります。公明党の山口那津男代表が11月20日、風疹対策について「第2次補正予算案に対策費用を盛り込み、全国的な感染防止策を総合的につくってもらいたい」と訴え、12月3日、石田政務調査会長が政府に提出した要望書に盛り込むなど強力で推進してくる中、公明党の提案を受け、今回、無料接種の対象者は1962年4月2日から79年4月1日に生まれた男性で、これらの男性は抗体保有率が約80%と他の世代よりも低く、予防接種法上の定期接種に位置づけて原則無料化し、東京オリンピックが開幕する2020年7月までに85%以上へ引き上げることを目指します。ワクチンを効率的に活用するため、対象者はまず抗体検査を受け、結果が陰性だった場合に

限って予防接種を受けます。18年度第2次補正予算などにより、抗体検査も原則無料になりました。

本町においては、25年、26年度において、妊娠及び希望している方、妊婦の配偶者及び同居家族などに風疹ワクチン接種費用の半額、上限5,000円を助成してきましたが、現在は継続しておりません。風疹ワクチンは実費で6,000円程度、麻疹風疹混合ワクチン、MRワクチンと申しますが、9,000円程度の費用負担があるため、実施している自治体が増加をしております。本町においても、一日も早く妊婦への感染を防止するため、ワクチン予防接種への助成が必要と考えますが、本町としての御見解をお尋ねいたします。

大きな4項目めは、産後ケア事業の導入をについて質問いたします。

平群町では本年10月から、子育て世代地域包括支援センターがプリズムめぐりに設置され、妊娠期から子育て期までの切れ目ない体制づくりが一層加速されることを期待しております。しかし、町として取り組まれていない支援の一つとして、産後ケア事業があります。これは、出産後間もない時期に支援が必要な母子を対象に、ショートステイ（宿泊）やデイサービス（日帰り）の利用を通じて母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることが目的です。本町においても一日も早い導入が必要と考えますがどのようにお考えでしょうか、御見解をお尋ねいたします。

大きな5項目めは、LGBTへの取り組みと理解促進をについて質問いたします。

LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がい）などの4つの言葉の頭文字を合わせた言葉で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称の一つであります。

また、LGBTは、趣味嗜好ではなく、基本的に生まれつきのものであり、病気や異常ではないため治療を必要といたしません。また、「性同一性障がい」から「性別違和」へ名称が変更されております。

電通総研が2015年に行った調査では、7.6%、13人に1人がLGBTであると回答をされております。

また、性同一性障がいの方々の戸籍性別表記変更受理件数は年々増加していますが、性的な多様性に関しては、当事者が悩み、周囲や家族に相談できず、内面で苦しみ続ける方もまだまだ多くいます。近年においては、著名人やスポーツ選手などがカミングアウトするケースもふえてきており、ようやくLGBTに対する認知度が上がってきたように思いますが、現実の社会生活においては、まだまだ差別意識、相談場所の不足、行政・企業などの整備や対応のおく

れなどがあり、一日も早く世の中が多様性を認め合う差別のない社会へ理解と促進をしていかなければなりません。そこでLGBTの方に対する、本町として、行政や教育委員会の取り組みの現状と今後の方向性についてお尋ねをいたします。

まず1点目、本町では、選挙の投票所入場券や宣誓書の性別記入欄は5年前から削除をさせていただいておりますが、他の自治体では性別記載のある公文書についても不必要な記載の廃止を検討をしているところもございます。今後、平群町としても、LGBTへの対応を検討するプロジェクトチームを設置し、職員向けの対応ガイドブックの作成をして理解促進に努めるべきではないでしょうか。本町のLGBTの方に対する基本的な考えと取り組みについてお尋ねをいたします。

2点目、教育現場において、特にお手洗い、修学旅行時の配慮、中学校における制服の着用、男女混合名簿、入学・卒業式の並び方なども含め、配慮が必要となります。文部科学省の通知には、「児童生徒が自認する性別の制服・体操服などの着用を認める」とあります。現在、小中学校ではどのような取り組みがなされ、今後の方向性について御見解をお尋ねいたします。

大きな6項目めは、避難所として学校体育館にエアコン設置をについて質問をいたします。

いよいよ町立小学校へのエアコン設置は100%となります。一方、小中学校の体育館のエアコン設置はゼロカ所であり、次の大きな課題となっております。現在、避難所指定している学校体育館については、エアコン設置に対して国の緊急防災・減災事業債の活用が可能であります。この緊急防災・減災事業債は、元利償還金の70%が地方交付税措置され、地方負担は3割で済むという大変有利な仕組みでありながら余り活用が進んでおりません。そこで、公明党の西田参議院議員が先日の予算委員会で、この制度の活用を強く促したところでございます。

本町の4校の学校体育館は、全て避難所指定されており、制度の対象となっております。近年の異常とも言える真夏の暑さの中で、果たしてエアコンなしの体育館が避難所としての役割を果たせるでしょうか。防災・減災の面からも今こそ学校体育館へもエアコン設置が求められております。本町としても、国の財政上有利な緊急防災・減災事業債の活用というチャンスを生かして、住民の命と健康を守ることを最優先に、学校体育館のエアコン設置を精力的に進めるべきではないでしょうか。御見解をお尋ねいたします。

最後の大きな7項目めは、シニアカー（ハンドル型電動車椅子）の鉄道利用について質問いたします。



国土交通省は本年1月1日より、ハンドルがついたタイプの電動車椅子を鉄道で利用する際の要件が見直されました。これまでは国の制度で、購入費の支給を受けた人や介護保険でレンタルしている人に限られておりましたが、この条件をなくし、自費で買った人や訪日外国人も利用できるようになりました。

電動車椅子にはハンドル型とスティックで操作するタイプがあり、ハンドル型は、いわゆるシニアカーとも呼ばれております。電動車いす安全普及協会によりますと、毎年度2万台前後が出荷されている電動車椅子の約7割がシニアカーです。平群町においても、歩行が困難な高齢者の方々が多く使われております。シニアカーで鉄道に乗れるようになりました。

利用可能な鉄道駅の原則としては、エレベーター、スロープなどの整備により段差が解消された駅で御利用ができるようでございます。そこで2点お尋ねいたします。

1点目、近鉄生駒線の利用可能駅の現状について、2点目、シニアカー利用者も鉄道利用できるように周知すべきではないでしょうか。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

1項目め、幼児教育の無償化について、政府の方針に基づきお答えします。

(1) 無償化の対象・利用料と対象となる施設・サービスは、幼稚園、保育所、認定こども園、3歳から5歳の利用料が無料、またゼロ歳から2歳児は無償化の対象外ですが、非課税世帯は無料です。

一時預かり保育の無償化は、保育の必要性の認定が必要です。認定保育所等に入園していない非課税世帯のゼロ歳から2歳児、月額4万2,000円及び3歳から5歳児は月額3万7,000円を上限に無料です。

障がい児通園施設や認可外保育施設のうち、指導監督基準を満たす施設は認定こども園と同様の扱いとなります。幼稚園の預かり保育は、月額1万1,300円を上限に無料です。ただし、保育の必要性の認定が必要です。普通の教育の預かりは実費です。施設型給付を受けない従来の幼稚園、平群町では北幼稚園ですが、月額2万5,700円を上限に無料です。延長保育料は無償化の対象外となっています。

(2) 無償化における主食費・副食費の取り扱いについては、保護者から実費徴収している経費は、無償化の対象となっていません。本町の認定こども園は、3歳児以上の主食費を月額600円徴収しています。副食は保育料に含まれています。ゼロ歳から2歳児の給食費は保育料に含まれていますので、取り扱

いに変更ございません。

(3) 無償化に伴う財政の影響額については、初年度(平成31年度)に要する費用、初年度及び2年目の導入に要する事務費については、現時点では全額国費による負担とすることが示されています。また、無償化に伴う負担額は地方消費税増収分を充てるが、不足する場合は地方交付税を算入するとされています。

(4) 保育需要の増加の対応策につきましては、受け皿整備として、町内での事業所内保育が実施できるように、町内事業所等へ働きかけを考えております。さらに、第2期の子ども・子育て支援事業計画策定を平成31年度に予定しており、幼児期の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保策を検討していきたいと考えております。

今回の幼児教育の無償化は、現時点では方向性が示されている状況であることを踏まえ、2019年10月実施に向けて準備を進めてまいります。以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、4点目の保育教諭の確保のための工夫をどのように考え準備を進めているかについての御質問に、教育委員会からお答えをいたします。

現在、さまざまな方策で保育教諭確保に向けてさまざまな取り組みを行っています。まず人事担当課では、来年度の新規職員の採用及び任期つき正職員の募集、採用を進めております。また、臨時職員保育教諭に関しては、予算要求の段階ですが、来年度の賃金単価を増額し、雇用の確保に向け準備を進めています。また、募集に関しても、ハローワークはもとより、保育士人材バンクへの登録及び保育学部のある大学への働きかけなど、あらゆる可能性のあるものは幅広く検討し、あらゆる方策を駆使して保育教諭の確保に向けて鋭意努力を重ねているところでございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今、私も自治体担当者向けの資料を党のほうからいただいておりますが、きっちりとしたのがまだ出ていないという方向ですけれども、方向性をもとに御答弁いただき、ありがとうございます。

そこで、少し再質問させていただきたいんですが、保育が必要と認定された3歳から5歳は全ての世帯が無償と。上限もでございます、今述べられました。

また、ゼロ歳から2歳、住民税非課税世帯で、またこれも上限があるということですが、ほぼこういう皆様が幼児教育無償化になるということとの御答弁だと受けとめます。

そこで、3歳から5歳ということですが、年度途中で3歳になった子の部分に関してはどのように考えたらよろしいのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

また、延長保育は保育の無償化の対象にならないということですが、病児保育、私もこれまで一般質問で何度かさせていただきましたが、広域化で病児保育が設置される方向を聞いております。この病児保育につきましての無償化に関することはどのように考えたらよろしいのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

そして、無償化による財政影響額、事務費などは全額国費ということであります。そして、地方消費税の増収分を充てるということですが、今、予算編成の時期でありますので、利用料が減収をされた分が地方消費税等々の分で充てられるということになると思いますが、利用料の減収分の減額はわかりますでしょうか。わかりましたら、教えてください。

そして、いろいろ保育の需要がさらに見込まれるので、本当に町教育委員会等、また町としても保育教諭の確保に向けて大変御苦勞されると思いますが、今、産休の正の職員さんですね、何名いらっしゃるのかということと、そして保育教諭の確保について、今、臨時保育教諭の賃金単価を予算要求されているということですが、具体的に増額の予定している賃金単価もあわせてお尋ねをしたいと思います。

#### ○福祉課長

年度途中での3歳到達児は翌年度の4月からの利用が無償化され、年度途中での6歳児到達は当該年度の3月までの利用料は無償となります。幼稚園及び認定こども園1号認定は、3歳に到達した日から無償化の対象となります。本町でいいますと、こども園1号で教育のほうで認定される場合は、3歳に到達した日から無償化の対象となるということです。

それから、病児保育の関係です。病児保育の関係につきましても、無償化ではありますが、限度額がありまして、こども園に通っておられるお子さんが病児保育でそちらのほうへ行くとなれば、限度額の関係ではほぼ有料かなど。認定を持っていて、こども園に預けておられない方、それは限度額内で無償となるということです。

#### ○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

利用料の減収分の額でございますが、管理・運営を教育委員会が担当しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

来年10月から半年分ですけれども、予算ベースの概算額であります。保護者負担金が両こども園を合わせまして1,400万円減少するという見込みではございます。

そして、御質問のありました、今、産休・育休で休んでおる正職員の人数でございますが、今現在5名でございますが、来年の3月末で6名ということになります。

そして、賃金単価の増額の御質問であったかと思えます。賃金アップにつきましては、常勤の保育教諭の職員の月額給でございますけれども、17万1,300円から17万9,700円にアップをしまして、8,400円の増額を予定しておるところでございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。きっちりと決まった中ではないので、お答えにくい中だと思いますけれども、ありがとうございます。

こういうふうに、今ちょっとお聞きしてても、当事者、利用者が、保護者ですね、保護者がどの位置にいてるのかということとはなかなかわかりにくいので、病児保育に関しましても、無償の方もいれば、無償じゃない有料の方もいてる等々ありますので、しっかりと丁寧な周知を、きっちりと決まりましたら早目に丁寧な周知をお願いしたいと思えます。

また、臨時保育の教諭ですね、8,400円。低いといえれば低いといいますが、けれども、こういう処遇改善、少しでも改善に工夫していただいたことは大変評価をしたいと思えます。

また、本来であるならば全てが正教諭であっていただきたいですが、これだけ産休の方が5名、6名いらっしゃるということは、臨時保育教諭で賄わないといけないということも理解できますが、しっかりと平群の町にいい保育教諭が来られるように御努力をいただきたいと思えます。

来年10月からの幼児教諭無償化の実施に向けて、対象者への丁寧な対応をお願いいたしまして、これは以上で結構でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きい2点目の（仮称）子ども未来課の創設に向けた進捗状況について、1番目のこれまでの取り組みと進捗状況について、総務防災課から答弁させていただきます。

平成30年3月議会より御質問いただいて以降、子育てに関する福祉課、健康保険課、教育委員会総務課と人事担当の総務防災課のおおの課長・主幹の出席で会議を実施をいたしました。会議については3回開催をいたしました。別に7月に広陵町にも視察研修に行っておりました。会議では、3課とも子育て支援の充実強化から必要であるとの認識ではありました。

意見といたしましては、業務が多岐にわたっており、どの業務を統合するのか、それによりワンストップ化が可能なのか、職員配置についても、その業務のみならず他の業務も持っており、結果、人員が不足しないか、課を新設することがよいのか、係としてするほうがよいのか、設置場所をどこにするのか、住民の方々の利便性向上になるのか等々の意見があり、意見について取りまとめするまでには至っておらない状況であります。以上でございます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、議員御質問の大きい2点目の2つ目の（仮称）子ども未来課創設に関する各課の見解についてですが、健康保険課といたしましては、子育て支援センターとともに本年10月より子育て支援包括支援センターを設置しました。設置に際して専用の相談室を確保し、ゆっくり相談できる体制を整えてまいりました。

健康保険課の子育て関連事業として主なものは、母子手帳及び妊婦健診受診券の発行、新生児の訪問、3・4カ月健診等の各種健診、相談等がございます。

子育て支援の入り口である妊娠期から切れ目のない対応をすべく、子育て世代包括支援センターの設置のための事前準備として、昨年度から、臨時職員でありますけれども、保育教諭を雇用しております。

健康保険課といたしましては、子育て支援のさらなる機能強化として、窓口のワンストップ化が必要であると考えております。以上です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、福祉課のほうからお答えをさせていただきます。子ども未来課設置を想定した場合に一元化ができると思われる業務内容でございます。

出生、転出入に伴う児童福祉に係るサービスの利用申請に係る業務としては、児童手当、児童扶養手当、子ども医療、ひとり親医療、保育の認定が主なものです。

療育を要する児童を含めた視点で考えると、特別児童扶養手当、障がい児通所サービスに加えて、未熟児療育医療や病児保育があります。

児童及び家庭を包括的に支援する視点で考えると、児童虐待、DV、少子化対策等が含まれます。

福祉課の子ども未来課設置についての見解でございますが、新たな課を設置することにより、住民の利便性向上が図られることが大事であろうと考えております。転入・転出・出生手続は、役場戸籍係で手続の上、関係課で手続を行っていただいています。この一連の流れを考えれば、役場にワンストップするのが望ましいと考えますが、役場に新たな部署を設置できるのか、物理的な制約の中では、現行の事務分掌の見直しを図るとともに関係課の連携を強化し、そのことを子育て世帯に十分周知し、理解していただくことが現実的で即効性があるのではないかと考えております。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、教育委員会に関連します子ども未来課設置に対する窓口一元化に向けた業務内容と見解について、お答えをさせていただきます。

教育委員会の主とした子育て支援業務は、学童保育所、私立幼稚園就園奨励費、こども園の運営となります。

学童保育所につきましては、管理・運営を教育委員会に委任され担当していますが、学校施設の空き教室を使用していることや、児童や保護者との対応など学校との関連性が強く、常に学校と連携しなければならないことから、現状の体制でよいと考えております。

また、私立幼稚園就園奨励費の事務は、保護者が窓口に来ることはなく、私立幼稚園で取りまとめて申請、審査、園への交付となりますので、現状でよいと考えております。

こども園につきましては、運営管理を教育委員会に委任されていますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、認定こども園は首長部局で所管を原則とするとうたわれております。現状は福祉課で支給認定書の発行、教育委員会で入園決定や保育料決定を行っており、担当窓口が分かれているため、住民の皆さんからは問い合わせをどちらにしたらいかわからないといったお声も聞いております。このことから、支給認定申請から入園決定、保育料決定

までを一括して同じ窓口で行うほうが望ましいと考えております。

以上のことから、教育委員会としましては、できることから見直し、子育て支援ワンストップ施策は必要だと考えております。

○議長

窪君。

○10番

大変ありがとうございます。再質問させていただきますが、まず総務防災課長からは、会議3回、質問させていただいて3回開催していただき、課長・主幹が入られて、7月には広陵町へ視察研修に行かれたと。全員が必要と認識しているが、いろいろ課題がある。これは本当にそのとおりだと思います。意見の取りまとめにまだ至ってないという御答弁でございましたが、各課、健康保険課は子育て支援のさらなる機能強化としてワンストップが必要だと。また、福祉課も住民利便性向上が図れることが大事であると。また、教育委員会も、特に私もいろんな方から言われるところはここなんです、こども園の入園決定や保育料の決定は教育委員会で行うけれども、支給認定の発行は福祉課であって、またどちらに行ったらいいのかわからないという、こういうわかりにくいという問い合わせがあると。だから、教育委員会も一括して窓口対応するのが望ましいという大変前向きな御答弁であったと思うんです。この3課、4課の皆さんの御意見をまとめてお聞きしておりましたら、全て大変前向きであると受けとめさせていただいております。

ただ、福祉課から、ここだけは少しちょっと、うんっとひっかかったんですが、転入・転出・出生手続は役場の戸籍での手続が必要だから、役場に一元化した設置が望ましいと。望ましいということは大変ありがたいんですが、役場にとということ。だから、それはただ、今現時点では、物理的制約の中では厳しいので、子育て世帯の方に御理解をいただくということの御答弁だったと思うんですが。転入・転出、また赤ちゃんが出生するというのは、役場の戸籍の手続は一回限りなんです。何度も何度も役場に来て、出生を何回もするわけじゃありません。一回限りです。また、役場で窓口を一元化するには、現時点では私もここに置くと、もっと広いところがあって、場所があってということであれば、私もここが一番いいかなとも思いますけれども、私も現時点ではここでは困難であると認識しております。

広陵町、私も視察に行きました。また、今年度設置された上牧町も、本庁舎とは全く違う、全く離れた場所に新設を、子どもの未来課の課ですね、新設をされておられますのでね。福祉課の御意見は、完璧なものだと思うんですが、それを実現しようと思ったら、10年先になるのか、20年先になるのかわか

らない役場の新庁舎ですね。今、文化センターの隣にあいてあるところに、そこに持ってこない限り、完璧な子ども・子育て未来課というのは実現不可能であります。いつそれが、役場の本庁舎がそこに来るのか、全く誰も予測が、財政が厳しい中、わかりません。それまで御理解を賜るといのは、子育て支援の観点からは、私は大変理解に苦しみます。

特に、こども園関係、先ほど述べましたが、福祉課は保育の必要性の認定ですよね。先ほど1番目の質問でもありました。幼児教育の無償化になりましても、ここら辺も大変複雑になってくるわけなんですね。ですから、やっぱりそこが一番大きなわかりにくい、窓口の一本化じゃないことで一番大きなわかりにくい点だと思います。ほかまだまだありますが。

また、出産から子育てまでは受けるべき支援が、出生は1回限りですが、出産から子育てまでは受けるサービスがたくさんあるわけですね。ですから、そのサービスを受けやすいように子どもに関する窓口を一元化すべきだという。また、そこに来たら、ちょっとしたことでも悩んでいることで相談できるということから、私はプリズムへぐりに置いて、できるところからやっていく必要があるのではないかと思います。役場の職員の皆様の中には、この子ども未来課の必要性を認識されていない方は誰もおられないと私は確信しておりますけれども、現時点ではプリズムへぐり、本年10月から子育て支援センター、ネウボラも開設されて、相談窓口も開設されて、多くの子育て世代の方が、そこに出生した後、頻繁に来られるわけですからね、常日ごろから。ここに設置が近道ではないかと思えます。

そこで、もう一度各課にお尋ねしたいんですが、まずは完璧なものではなくて、できるところから窓口の一元化を図るべきと考えますが、この点について各課の再度、御見解をお尋ねしたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

各課いろいろと課題もございました。ただ、一元化に向けての共通的な認識というのはあります。今、議員おっしゃられました、まずはできることからなのかということによっていただいております。その辺につきましても、人事担当課といたしましては意見を取りまとめまして、できることからまずやっていきたいというふうに、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

健康保険課長。



○健康保険課長

それでは、健康保険課からお答えさせていただきます。先ほどの答弁と同じような内容になりますけれども、健康保険課ではネウボラをスタートさせていただいております。その関連もありますので、それと妊娠された時点からプリズムではそういうふうな方々に携わっていくということを踏まえまして、サービスができるだけプリズムで一つになればいいなというふうに私は思っております。その辺につきましては、いろいろ難しい面もございますけれども、先ほど総務防災課長も言いましたように、できるところからスタートしていけたらいいなというふうに思っています。以上です。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

福祉課として先ほど申し上げましたけれども、要は今まで子育て支援に係る業務で、例えば保育園やこども園関係、その手続を一本化していくと、これは可能やと思います。それをどこへ持っていくかですね。そういった子育て支援関係をプリズムに持っていくと。そしたら先ほど言いましたように、窪議員は転入・転出・出生手続は1回だけやと、そやから別にプリズムでもという話ですけども、それで住民さんが御理解いただけるのかどうか。1回向こうへ移すと、またこっちというわけにはいきませんので、要は一駅離れていますよね。三郷でしたら、向かいに保健センターあるんで、さほど住民さんは不自由じゃない。でも、結構距離がありますんで、その辺が住民さんの御理解得れるかどうかという、その辺の心配はあります。それで十分住民さんが、いや、子育てはもう向こうの窓口一本で結構やと、一駅離れてたってそれでいいよということであれば、それはそれでいいのかなと思いますけども、そこがちょっと危惧してるところです。

言いましたように、保育園関係は教育委員会と、それから福祉課と、住民さん、ちょっと保育の必要性の認定というのは福祉課でやって、それ以外の手続は教育委員会ということになってますんで、その辺は一つの窓口っていうのが住民さんもわかりやすいだろうなと、こういうふうに思っております。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、教育委員会の見解ですけれども、先ほども御答弁させていただきましたが、できることから見直して、子育て支援をステップアップしていくことが大事、必要であると考えております。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。4課の課長さんにお答えいただきましたが、各課全て大変前向き、できるところからという認識では大変前向きに御答弁だったと受けとめさせていただきます。

福祉課の今田課長、大変いろんな部分で危惧されているということは、子育て支援に関して3月議会でも質問させていただきましたが、本当にたくさん業務が、子どもに関することも、医療費からとか、そういう部分でたくさんあるということも認識しております。ただ、課長がそこから、役場からって、大変そこ危惧されておりますが、広陵町もさわやかホール、役場から大変離れておるところです。また多くの、上牧町も、また別の大変離れているところがございますので、そこは、そこへ来たら、今まではそこで、1回目はそうやって、かわるときは大変あれがあるかもわかりませんが、一旦かわったら、そこでスタートしたら、ここでは何でも、また窓口が一本化になりますので、便利になったら御理解もいただくのではないかと。危惧をされていることも理解はできますけれども、その点は回避できるのではないかなと私は思っております。

最後に、西脇町長にお尋ねをさせていただきたいと思っております。生駒郡でも三郷町も設置されて、安堵町も来年度から進められるようなお話もお聞きをしております。それぞれの自治体のいろんな、平群町でも課題がありますが、それを乗り越えられて子どもたちのために新設課、窓口一元化を行われておりますので、まずはできるところから、窓口業務の一元化のため、子ども未来課や室の設置をすべきと考えますが、町長の御見解を最後にお尋ねしたいと思っております。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、窪議員の質問にお答えさせていただきます。子どもを中心としたまちづくりを進める上で、切れ目のない子育て支援は必要だというふうに感じております。また、各課長が答弁いたしましたように、必要性というのはいもう十分認識しております。このことから、窓口の一元化については、現在3つの課で子育てに関する業務を行っております。各課の業務内容については、どの業務を持っていくのか、設置場所をどこにするのか、職員の配置についても業務量や人員の問題もあることから、検討する期間も必要であるというふうに考えております。

住民の利便性を向上するためには、まずはできることから窓口一本化に向けて、31年度中を目途として取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

西脇町長から、大変前向きな御答弁をいただいたと思います。必要性を認識して、各課の課長の御意見もあわせまして認識しており、平成31年度中に設置に取り組んでまいりたいという御答弁をいただき、大変ありがとうございます。

西脇町長の公約の実現にも通じるものでありますので、町長のトップダウンのもとに、各課の皆様もそれぞれのお立場で本当に御苦勞はよくわかっております。ただ、町長を中心に心を合わせていただいて、子育て支援としてわかりやすく利用しやすい窓口一元化の早期設置をお願いしまして、また進捗状況も今後お尋ねをさせていただきたいと思います。これは以上で結構です。ありがとうございます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、議員御質問の大きく3点目の妊婦への感染を防止するため、ワクチン予防接種への助成についてについてを回答いたします。

議員の質問にありましたように、首都圏等で風疹の感染が拡大しており、予防接種の機会がなかった39歳から56歳（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれ）の男性を対象に、来年度から原則無料でのワクチン接種を実施する方針を先日、国が発表いたしました。しかし、議員の質問にありましたように、妊娠予定者及び希望している方、それから妊婦の配偶者は対象に入っていないのが現在の国の方針でございます。

しかし、妊婦が感染することで、先天性の心疾患、難聴、白内障など、病気を発症するおそれがあり、妊婦の感染防止は非常に大変重要だと考えております。昨日の他の議員の質問に対する回答と同じようになりますけれども、町のホームページ、広報紙等の媒体を利用し、妊婦への感染防止に対する啓発を行っていきたいと考えております。

また、ワクチン接種の助成につきましては、平群町の以前の実績もございましたので、今後検討させていただきたいと考えております。以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。私も町のホームページ、毎日のように見せていただいておりますけれども、やはり若い方というのは、ツイッター、フェイスブック等々も、ホームページだけでは、それではちょっと情報が足りないのではないかと思いますので、もう少し情報発信を拡大していただきたいと思います。

そして、私の質問の通告は周知・予防ではございませんのでね。予防接種への助成をについて質問させていただいております。検討してまいりたいということでもありますけれども、どう検討されるのかということを具体的に述べていただきたいんですね。再度、御答弁よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

議員の御質問にございましたけれども、以前に町のほうで助成金の交付要綱を作成させていただきまして、助成をさせていただいた経緯がございます。それにつきまして、今後検討していく中で、当然、近隣自治体のこともございますけれども、平群町の実績もございますので、これに沿った形で、できるだけ早い時期に実施できるようにやっていきたいと考えています。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。私、質問で原稿を出させていただいておりますけれども、今も述べましたが、前は風疹ワクチンの接種、5,000円程度ですね、またMRワクチン、麻疹風疹混合ワクチン、これ9,000円。これの分の半額と、半額ぐらいというふうに受けとめさせていただいてよろしいんですかね。それと、対象者は妊婦、配偶者及び同居家族ということで、早期実施をしたいという、このように受けとめさせていただいてよろしいのでしょうか。再度、御確認させていただきます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

再質問にお答えさせていただきます。前回の要綱でも、妊娠の予定者及び希望される女性、そして妊婦の配偶者及び同居家族と、そして出産後12カ月未満の女性及びその配偶者ということで、前回と同じような内容で検討はさせていただきます。

それとワクチンについても、風疹単独ワクチンと、それからMR、混合ワクチン、両方の助成を考えております。

それと金額ですけれども、費用の2分の1程度ということを考えております。上限につきましては、前回5,000円でしたので、それに近づける形をとらしてもらおうと考えております。

○議 長

窪君。

○10番

大変前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。できるだけ早くということですので、本来なら、この4月ぐらいからワクチン接種される方もふえて、遡及適用していただきたいところですが、それは大変、やはり領収書やら、今までの遡及適用等々で私もいろいろ御意見聞かせていただいておりますけれども、領収書がなかったらもらえないとか、そういうことがありますので、それまでは言いませんけれども、やっぱり周知徹底もございますので、できるだけ年明けに、年明けたら早く実施していただくことをお願いをいたしまして、これは以上で結構でございます。ありがとうございます。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、議員御質問の大きい4点目の産後ケア事業の導入をについてお答えいたします。

産後は急激な体調の変化に加え、昼夜を問わない育児が大きなストレスとなって、産後鬱になられる方は全産婦の1割程度といわれております。平群町が行う新生児訪問時のエジンバラ産後うつ質問票でも、約6%の方が鬱傾向となっております。産後に親にも配偶者にも頼れない方もおられ、そうした方には訪問や電話などで対応しているところがございますが、特に夜間や休日には不安が尽きません。そのような時期に、助産院で母子ともにゆっくり過ごしながらか育児の方法を学ぶ産後デイ、宿泊する産後ショート、それから助産師が家庭訪問を行うなどアウトリーチというサービスを産後ケア事業と位置づけ、来年度の予算要望を行っております。来年度実施に向けて、予算の確保に努力してまいりたいと考えております。以上です。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。昔は、産後は実家に、産前・産後、1カ月・1カ月

帰るという時代でありましたが、今はもう本当に始終、変わってまいっておりますので、そういう時代ではない、そういうところで産後本当にゆっくりできないという現状も多々あると思います。それが大きな問題に発生しておりますので、産後の母子を守るために必要性を認識していただいて、来年度実施に向けて取り組むと、大変前向きな御答弁をいただいたと思います。どうかこれからも切れ目のない支援への取り組みをお願いをいたしまして、これは以上で結構です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな5点目のLGBTへの取り組みと理解促進をということで、1点目の本町のLGBTの方に対する基本的な考え方と取り組みということでございます。

LGBTの理解については、平群町第二次男女共同参画プランにおける基本施策として、さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくりのために、セクシュアルマイノリティ等についての人権教育や啓発を推進することとしています。住民への周知として、広報掲載や人権問題地区別懇談会や人権教育指導者学習講座において、LGBTへの理解を深める講演会を実施をしました。

また、事業所としての取り組みは、平成29年1月改正の雇用機会均等法に伴い、性的指向、性自認等も含めたハラスメントや差別の禁止についてのハラスメント防止指針として規定し、職員への周知を行っております。職員ハラスメント研修の際には、LGBTに関するハラスメントに言及するなど対応していきたいと考えております。

今後性のある方を尊重した取り扱いについては、現在ある男女共同参画推進本部で協議していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、窪議員の5項目めの2点目、小中学校での取り組みと今後の方向性についての御質問にお答えをさせていただきます。

教育現場に対しましては、平成27年4月に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒へのきめ細かな対応の実施等について」の通知が出されております。また、教職員に対しましては文部科学省から、「性同一性障害や性的指向・

性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」のパンフレットが配布され、学校教育の中での周知徹底が図られております。

小中学校での具体的な取り組み状況ですが、児童・生徒への学習、啓発活動として、小学校1年から6年生まで、道徳や特別活動の時間において、小学校6年生を対象にLGBT人権啓発講師を招き、出前授業を実施しております。また、教職員の研修として、4年前から専門家を講師に招き、夏期休業中に教職員を対象に研修を実施しております。多数の教職員が参加しておるところでございます。

次に、社会教育にはなりますが、今年度、家庭教育学級でLGBT人権啓発講師を招き、保護者を対象に多様な性を考える教室を開催しております。また、児童の性別違和は、入学時や教育相談時に保護者からの相談などでわかるため、入学後の取り組みとしては、保護者からの要望、意見を十分に踏まえ、支援を行っております。

今後の方向性につきましては、各小中学校において、児童生徒への学習、啓発活動の実施や教職員への研修を継続し、対象の児童に対しては、できるだけきめの細かい対応や支援を行い、各学校と保護者、また教育委員会が連携をして意識改革が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。まず総務防災課のほうですが、男女共同参画の中でということではありますが、行政の窓口対応の研修は、その中でされるのでしょうか。そして、不必要な性別記載の公文書等々はございますでしょうか。再質問させていただきます。

また、教育現場におかれましては、本当に、これまでも特に小学校を中心に、また中学校にも流れていっておりますが、研修をしていただいて、種々きめ細かな取り組みをしていただいていることは大変感謝しております。やはり、まずは子どもたちへの教育のためには、教職員の皆様がこのLGBTについて心から本当に多様性を認め合う。差別のない、LGBTを通してそういうことをしっかりと意識改革をしていただいて、その先生の行動と言葉が子どもたちにも大変影響してまいりますので、この研修、また継続、また中学校等々ではやはり入学、いろいろあります。今後も引き続いてこの件につきましては質問をさせていただきたいと思いますが、これからもきめ細やかな取り組みをお願いをしておきたいと思っております。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

LGBTについての認識というのは、まだまだ我々もできてない部分がたくさんあると思います。そういう部分では、職員の研修というのは、男女共同参画の中では議論はしていただきますけれども、研修というのはやはり必要というふうに考えておりますので、それに特化したものにはなるかどうかは別なんですけれども、そういうところでも研修も行っていきたいと考えております。

それと、行政窓口対応では、男女の性別を特定するような表現は避け、できるだけ当事者の気持ちを配慮した言葉を選ぶこと、また男女の選択肢のほか、その他または答えたくない、または任意の回答にするなどの対応などは、できるだけすることにより取り組みをするように、関係課には周知をしていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長

公文書は。

○総務防災課長

公文書。その辺についても、ちょっとまだどうするかというのは、また検討していきたいというふうに考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。選挙の投票所入場券、私も今回初めて、大変配慮してくださっているということが、5年前から宣誓書を裏面に記載をお願いして以来、されてるということが大変ありがたいなと思いましたので、少しのそういう対象の方も、御家族の方はそういうところにもすごく、何で男女で分けないといけないのかと。この前の町長選におきましても、男女別に色を何名来たっというのがつけられているんですね。青ペン、赤ペンでつけられて。何かすごく違和を感じたというお声もいただいておりますので、不必要なですね、それはやはり改善を、できることですのでしていただきたいと思いますので、また今後引き続き質問させていただきたいと思います。

本当にこういうことで誰にも御相談ができずに悩まれている方がたくさんいらっしゃるということを、私たち余り認識はあれですけれども、やっぱりLGBTの方々にとりましては大変住みづらいまだまだ我が国でありますので、平群の町が多様性を認め合う優しい社会、まちづくりを目指して、きめ細かな取り組みをお願いいたしまして、これは以上で結構です。

○議長



総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな6点目の避難所として学校体育館にエアコン設置をとという御質問でございます。避難所として学校体育館に緊急減災・防災事業債を活用して、エアコンの設置をとの御質問についてお答えをさせていただきます。

現在、町内14カ所の指定避難所のうち、小中学校体育館5カ所と総合スポーツセンターメインアリーナにはエアコンは設置はしておりません。議員の御指摘にありました近年の異常とも言える真夏の暑さの中、大規模地震などの災害が発生した際には、体育館やアリーナを含む指定避難所には多くの方が避難することが予想され、避難所の避難者の方には大変厳しい状況になることから、空調設備は必要だと考えております。

緊急減災・防災事業債を活用すれば、町負担が事業費の30%、交付税算入が70%で、常設のエアコンを設置することは可能ではあります。しかし、大規模地震発生時には、電柱が倒れ、電気供給の停止や供給量に低下などが予測されるため、体育館やアリーナなどの避難所で大型エアコンを使用するためには、安定した電力供給が必要のため、災害時を想定した常設によるエアコンの設置は難しいと考えております。

ただし、防災の観点からも、体育館やアリーナなどの避難所には空調設備は必要だと考えておりますので、避難所全体の温度を下げることは難しいとは思いますが、高齢者や乳幼児など要配慮者の温度管理や、体育館やアリーナ以外の避難所での使用も想定し、緊急減災・防災事業債の対象外となりますが、発電機でも使用可能なスポット型のクーラーの計画的な導入と、また防災協定によるスポット型クーラーの確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。防災の観点から、体育館・アリーナの避難所には空調設備が必要、これは誰しもの認識することです。避難所で寒い冬でも本当に凍えるような形、また猛暑の中では空気が悪くなって反対に病気になるという二次災害が起こることもありますので、ただ本町としては発電機でも使用可能なスポット型クーラーの計画的導入ということに努めたいということですが、斑鳩町は来年設置に向けて、この緊急減災・防災事業債を使われるということですが、斑鳩町でできて平群ではできないということは、その点はどのように、他町のことでありますのであれですが、どのようにお考えなのか。全国的には

エアコンの設置が、この緊急減災・防災事業債を使ってどんどん進み始めておりますが、その点について本町としてどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

また、この事業債、平成32年まで延長されておりますが、今後、実施される自治体を検証して、スポット型クーラー、大変いいと思いますけれども、きょうも本庁、ここの本会議場、エアコンが故障して、今、ストーブ4台ですか、3台になりました。大変、きのうよりもぬくく、温かく、反対に汗が、顔がほてるぐらいの形になっておりますので、スポットクーラーが悪いとは言い切れませんが、やはり一度、他の自治体の検証、斑鳩がどんな形で、どんなすばらしいエアコンを設置されるのか、それとも簡易なものなのか、そこを検証していただきたいと思いますが、2点いかがお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

斑鳩町がやられるというのは承知してるところなんですけれども、ちょっと理由についてまでは、まだはっきりとは聞いておりません。ただ、防災の観点からは必要だというふうには考えてはおるんですけども、斑鳩町に関しては防災の観点も含めた学校教育の観点もあるのかなということもわかりませんし、ちょっとその辺については定かではないんですけども、防災の観点からいいますと、先ほど述べましたとおり、スポットクーラーで対応させていただきたいというふうに考えております。

検証についてですけども、当然そういうことをやられてる市町村、斑鳩も含めてですけども、あればそういうところの状況も今後は聞いていく必要もあるかと思っておりますので、検証もしていきたいというふうには思います。以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。本町としては、スポット型クーラー、計画的にという、一歩前へ進んだ御答弁であると受けとめさせていただきますが、しっかりと他市町村の現状も検証していただくことをお願いをいたしまして、これは以上で結構です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

7項目めについてお答えいたします。まず、1点目の近鉄生駒線でシニアカーの利用が可能な駅といたしましては、12駅ある中で、生駒駅、南生駒駅、萩の台駅、信貴山下駅、王寺駅の5駅となっております。平群町内に所在する4駅は利用不可でございます。

シニアカーを利用できる区間が利用可能駅の各駅相互間に限られておりまして、利用する場合は、利用する30分から1時間前までに、乗車時間、それから区間を事前に連絡する必要があります。その他利用に際しては、詳細な条件が付されております。

2点目、周知につきましては、近鉄了解の上で、例えば町広報誌並びにホームページへの掲載を初め、シニアカー利用者の大半が要介護認定者であることや福祉用具を取り扱う事業者を利用されていることから、ケアマネジャーや福祉用具販売・貸与の事業者へ周知、協力を求めてまいりたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございました。近鉄生駒線12駅中、平群町の4駅だけは利用不可ということでありまして。また30分から1時間前、これは普通の車椅子の皆さんも、こういう形で事前に連絡してやっているということになりますので、これはシニアカーも同じなのだなと思います。平群町内、東山駅も来年の春にはエレベーターが設置をされます。また元山上もバリアフリー化になっております。竜田川駅だけが階段11段ですので不可かと思いますが、やはりしっかりと要望をしていただきたいと思いますね。

そして、要介護の方もいらっしゃいますが、今、自動車免許を返納されて本当に不便だということでシニアカーに乗られている方もたくさんおられます。私、この質問をするに当たりまして、吉新地域の方から、散髪屋さんが近隣で大変町内で少なくなっているんだと。王寺まで行くのにシニアカーに乗りたいたけれども、それが平群から乗れないということの御相談を受けて、このような質問をさせていただきまして、私もシニアカーが鉄道に乗れるということは初めて、恥ずかしい話ですが初めて知った次第でありますので、しっかりと近鉄に要望して、平群町の4駅、できるところから進めていただきたいと思います。再度、御答弁お願いしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

要望につきましては、機会あるときに、近鉄線利用促進協議会があるようで

すので、その席でも要望してまいりたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

高齢化は大変進んでおりますので、いかに平群町内で住みやすく利便性のあるまちづくりをすることが大変大事になってまいりますので、この一つ、シニアカーの鉄道利用につきましても、利用可能となるようお願いしまして、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。午前10時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時10分)

再 開 (午前10時25分)

○議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

議長の許可を得ましたので、大きく3点にわたりにまして御質問させていただきます。行政側の方々、明確な御答弁をひとつよろしくお願いを申し上げます。

まず1点目、元西小学校跡地利用について。

平群町は昔から花の産地であり、標高差により昼夜の温度差を生かして小菊が栽培されております。夏秋時期の小菊の出荷量では日本一の規模を誇っております。花卉部会は平成21年に地域団体商標登録の認定をとり、「平群の小菊」としてブランド化を図っておられます。年間250以上の小菊の品種が栽培され、強い農業づくり事業として、平成27年度より品質劣化が防止できる保冷が可能なJAならけん椿井花卉集出荷場が完成により、出荷の一元化、公平な検査体制の確立、出荷規格の統一を行い、品質の向上とともに有利な市場出荷の保持、生産者の所得向上に取り組まれておられます。しかし、各農家が収穫し、選花機による仕分け、品種、統一した規格と品質の自主検査を行い、箱詰め結束、決められた時間までに椿井の集出荷場へ運ばれております。

今後の課題として、仏花を中心に需要は底がたいものの、輸入増加、生産者の高齢化が進展し、栽培農家の減少、雇用難の問題等があります。改善策として、低コスト生産が可能な栽培技術等の開発を推進、組織化と販売体制の強化、選花、品質検査、箱詰め結束などを1カ所で行う小菊選花場を西小学校跡地に誘致、また農業従事者の雇用問題解消として校舎を住居に改修し、外国人労働者を受け入れるべきと思います。平群町の基幹産業である農業施策として、新たな強い農業づくり事業の展開が必要と考え提案をいたしますが、町の御見解をお聞かせください。

2点目、最終段階を迎えた駅前開発事業について。

平群駅西特定土地区画整理事業は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づいて平成18年度に認可を受け、今年度をもって組合事業は大詰めを迎えられております。全地権者の減歩率では、平均25.65%、平群町も1人の地権者で減歩率、拡張部分を除いては平均約36.8%となっております。

当局は、当初計画ではデベロッパーが参入、保留地に高層マンション建設が予定されていましたが、しかし参入もなしに事業認可を受けて事業が開始され、努力のいかにもなく数年が経過、平成27年ごろに岩崎町長が（仮称）文化センター建設構想をされ、その後、議会では賛否両論がありましたが、ことしの9月議会において、町は「M建設業者の請負」議案を提出、審議の結果、全議員が異議なく賛成となり、平成32年春開所の予定となりました。

来年1月に換地計画の認定申請を県に提出される予定となっており、事業最終段階において減歩率の見直しは難しい課題であります。住民に、多額な町単独費をなぜ負担しなければならないのかを明らかにする責務があると思ひ、質問をさせていただきます。

第1点目、来年1月に換地計画の認定申請を県に提出される予定となっておりますが、換地計画の進捗状況と今後の予定は。

2点目、組合の当初計画されていた減歩率約25%、現在の減歩率は先ほど言いましたように平均で約25.65%に合わせるため、公共施設の減歩率を調整されているようにも思えてなりません。担当者の御見解をお聞かせください。

3点目、駅前開発事業において、平群町の町単独費負担の予想額は、平群小学校清算金と拡張分約8億8,800万円、平群町役場清算金と拡張分約3億5,100万円、文化センター用地取得分約4億5,600万円、将来庁舎用地取得分約1億9,500万円、保留地の損失補償約1億5,000万円、面整備の事業に伴う起債（借金）は約25億円、元開発公社の未償還分（元利）

の残高約 5 億 7, 0 0 0 万円で、私の試算では約 5 1 億 1, 0 0 0 万となりますが、担当者の見解をお聞かせください。

また、今後、町単独費は必要なのか、必要とすれば幾らぐらい必要なのか、以上よろしくお願いをいたします。

続きまして、大きく 3 点目、公共交通空白地域解消へ。

移動手段を持たない住民や運転免許証の自主返納者、更新できなかった高齢者など、移動困難者が増加をしております。住んでよかったと思っただけの地域を創出するために、公共交通網の整備は緊急課題であり、現行のコミバスと利便性を重視した奈良県内初の利用料金が無料、完全自由型の自家用デマンド型交通を導入し、並行運転すべきと定例議会ごとに提案をいたしました。

基本は、利用者が求めている公共交通でなくてはなりません。希望時間帯に対応することや、玄関から目的地まで利用でき、利用料金が無料などの公共交通を速やかに具体化をすべきと 9 月議会で質問を行いました。担当主幹は、デマンド型交通は需要があると思われるが、デマンド交通導入により、既存の路線バス、タクシー、鉄道の衰退の可能性があり、既存の交通とのすみ分け、また相互補完的な関係の創出が必要など、もっと議論を重ねる必要があります。また、亡くなられました岩崎町長は、以前、路線バスの社長との意見交換で、コミバス委託会社と路線バスの会社が同社であるため、平群町の路線バスが成り立っているとの見解でありました。既存の路線バスを守りながらデマンドを導入できるのか、また、すみ分けできるのか、今後の議論が必要、なお、路線バスの経営状況についても調査をいたしますというように御答弁をいただきました。そこで質問させていただきます。

まず 1 点目、コミバスは今年度から 1 台減車し 2 台で運行、年間利用者数を約 2 万人の目標で現在運行されていますが、今年度の利用者数は前年度と比較をいたしますと約 4, 0 0 0 人の移動困難者の発生が予想され、町は救済対策をどのように考えてまずおられますか。

2 点目、ことしの 1 1 月 1 2 日から 1 6 日に実施されたコミバス無料乗車期間を利用され、利用者には、コミバスを利用しない理由や改正された運行ルート、ダイヤに対する意見など、聞き取り調査を実施されました。調査結果をお聞かせください。

3 点目、既存の路線バスを守りながらデマンドを導入できるのか、また、すみ分けができるのかを N C バスの会社と意見交換するとの答弁をされましたが、協議結果をお聞かせください。

4 点目、平群町の地形は高低差があり、特に移動手段を持たない高齢者や運

転免許証返納者にとって、コミバス運行だけでは円滑な日常生活は難しいと私は考えます。高齢者福祉対策としても現行のコミバスとデマンド型交通の並行運行を行えば、高齢者の方々が出かける機会がふえ、日常生活の利便性向上と町の活性化の原動力になります。よってデマンド交通を導入すべきと思いますが、いかがでありますか。御答弁をお願いいたします。

以上、3点にわたりまして御質問させていただきました。何とぞよろしくお願ひいたします。

○議 長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

それでは、馬本議員の御質問の元西小学校跡地利用について、政策推進課からお答えを申し上げます。

廃校当初、跡地の利活用計画については、底地の整理に相当の時間を要することが想定されたため、町が事業主体となって直営管理の施設として転用策を検討し、議会にもお示しした経過がございます。しかしながら、この公共施設の転用先については実現ができず、本日まで跡地利用が実現できていない状況でありましたが、底地については整理ができたことから、この利活用については、売却や賃借など広く民間事業者の参入を視野に入れ、利活用を検討できることとなっております。

現在、利活用の検討については、文部科学省の廃校プロジェクトというホームページがございますが、平成30年7月から本町で応募し、現在、ホームページを通じて民間事業者の提案を募集している状況にあります。

この間、学校を活用して事業展開を企画している民間事業者からの問い合わせ等も数件ありましたが、都市計画上の用途の問題、いわゆる調整区域という用途の問題、または建築基準等の問題があります。また、その問題を仮にクリアできても、再活用するには、現在は老朽化した施設の更新に多額の費用がかかるというのが西小学校の跡地の現在の現状であります。再活用するには、先ほど申しましたように、施設の更新に多額の費用が必要となることなどから、積極的に参入をいただける事業者はまだ現在あらわれていないのが現状であります。

そこで、議員御提案の本町の基幹産業の農業振興策として利活用を図ることは、この西小学校の跡地利用をしていく上で非常にいい御提案というふうに考えるわけでございます。施設の再活用という意味で適した事業内容であると考えておるところでございます。以上でございます。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

今、御答弁いただいたように、元西小学校の跡地利用ということで、底地の整理に大変時間が要しておられまして、やっと底地の整理ができましたということをお聞きいただき、文部科学省の廃校プロジェクトのほうで応募されたということも御答弁をいただきました。しかし、具体的に業者が見つからないというのが現状であると。しかし、今回の私の提案については、地域の魅力を掘り起こす施設として再活用の意味に適しておりというふうな前向きな御答弁をいただきました。

そこで、強い農業づくりの事業構築の一環として今回の提案でありますので、関係各種団体に早急に協議をしていただきたいというふうをお願いをいたしますが、御答弁いただけますか。

○ 議 長

政策推進課参事。

○ 政策推進課参事

馬本議員さんの御質問に御答弁申し上げます。これの提案につきましては、当然、生産者の意向もございまして、その辺を含めて、まず生産者の意向調査というところで考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○ 議 長

馬本議員。

○ 1 2 番

生産者の意向調査ということで、早急にひとつお聞きを申し上げます。この質問は、これで結構でございます。

○ 議 長

都市建設課参事。

○ 都市建設課参事

議員御質問の1点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

換地計画の認可申請についての御質問でございますが、土地区画整理事業の法的な事業の流れとしましては、道路、駅前広場、公園等の各公共施設の工事がおおむね完成をし、出来形確定測量で整備後の公共施設の範囲が確定をしますと、組合は換地計画の素案の作成作業を行います。組合の換地計画の素案がほぼ整いますと、利害関係者への換地説明を個別に行い、利害関係者、これは地権者のみになりますが、縦覧公告作業を行います。もし利害関係者から意見書等が出た場合、その意見書を付して換地計画の認可申請を県に提出をする



仕組みとなっております。

関係地権者への換地説明は、本年夏・秋ごろに説明会を順次個別に行っていました。また、県の換地計画の認可は、組合から認可申請後、修正等を含めておおむね2カ月程度、審査等に時間がかかると聞き及んでおります。県で換地計画の認可がなされますと、その後、組合は換地処分の作業へと移行し、その後、換地処分の報告を行い、その次に法務局で事業区域内の整備後の土地、これは換地の登記作業を組合で一括して行うこととなっております。

現時点の進捗状況といたしましては、組合事務局は前述の事業区域内の関係地権者への縦覧作業を11月末ごろに終了し、関係地権者から意見書は特に提出はなく、その後、11月末に換地計画の認可申請を県担当課に提出をいたしております。

今後の予定としましては、来年年明けの作業としましては、県の認可がなされた後に、2月中には換地処分の公告、その後、速やかに法務局の登記作業に入り、その後、清算金の徴収・交付作業に進むこととなります。

その後、組合の解散の時期は、換地処分が終了し、事業区域内の法務局での登記作業が完了しました後に、一定の協議が整った末に、組合理事会、また組合総会の承認を得まして、来年度中に組合解散の運びとなる予定でございます。組合が解散後は清算法人となり、清算金の徴収・交付事務を引き継ぐこととなります。また、保留地の販売も、清算法人に移行してから引き続き販売を行う予定と、組合から報告を受けております。

議員御質問、2点目の御質問についてでございます。

組合の当初計画の平均減歩率約25%、現在の平均減歩率25.65%に合わせるため、公共施設の減歩率を調整されているようにも思えてならないとの御質問でございます。

この地域は、従来から狭隘な道路状況の県道平群信貴山線、また国道168号線、そして平群駅前通りでありましたが、各路線とも整備後は事業により大幅に改良拡幅がなされ、平群小学校、役場、文化センター用地、いずれも主要な幹線道路付近に立地していることから減歩率の上昇の要因となっております。

議員御質問の公共施設の減歩率を調整されているのではとの御指摘につきましては、平成22年当時、馬本議員の御指摘により里道評価から一体評価へ見直しを行いました。当時は細部まで換地基準に基づいて評価したのではなく、シミュレーションとしてめどを持つために試算したものであり、正確性に欠けておりました。そのことが、換地処分前に計算された減歩率と差異が生じたため、調整という不信感を生んだものであり、資料の出し方にも注意を怠ったとして、深くおわびを申し上げます。

議員御指摘のように、平群小学校には里道、文化センター用地には（旧）国有水路が公図上に残っておりまして、平成17年当時に法定外公共物として国から移譲を受けておりますが、用途廃止には至っておりません。実際の現地に里道・水路の形態がない状態ですが、換地計画上は里道・水路が存在するものとして土地評価が行われるため、意図的に公共施設の減歩率を高くなるように調整をしているのではなく、換地基準に基づき、地権者と公共施設を公平・公正な換地基準で取り組みを行っているということで御理解を賜りたいと存じます。

議員御質問の3点目の御質問でございます。3点目の小さな1点目につきましては、政策推進課のほうで御答弁を申し上げます。

小さな2点目、今後、町単独費が必要とすれば、幾らぐらいなのかについての御質問でございます。

土地区画整理事業は面整備でありますので、面整備以外の本来町が整備をしなければいけない駅前広場のトイレ、モニュメント時計、バスシェルター、役場駐車場の舗装工事、また役場南側公園の石積み工事、また街路灯、そしてインターロッキング舗装等グレードアップ分、記念碑等々、概算で約8,000万程度、組合が既に整備済みも含め、整備を行っております。

また、今後、現在の工事の追加費用も含め、組合事務局で現在、事業終息に向けて事業費の最終的な精査を行っております。来年1月下旬か2月に特別委員会、あるいは全員協議会等を開催をいただきまして、御説明を申し上げる予定でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上、答弁です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、馬本議員の御質問でございます平群駅西特定土地区画整理事業について、特に財政にかかわる部分につきまして、私ども政策推進課のほうからお答えを申し上げます。

3点目の町単独費負担金に関する財政担当課としての認識についての御質問でございます。

まず、積算といたしまして、駅周事業の清算により交付されます予定の清算金につきましては考慮せず、費用負担の積み上げで幾らになる見込みを持っているのかという点でお答え申し上げます。

まず、区域内にある平群小学校用地の減歩分等の補填に要する費用といたしまして、先般、4月、6月に補正予算として計上させていただいたものが約8

億 8, 800 万を見込んでおります。

次に、文化センター用地に必要な金額で国庫補助金や交付税を除いた実質的な町の負担額ということで、約 4 億 5, 600 万を見込んでおります。

次に、将来庁舎用地につきましては、これも 6 月補正で用地先行取得特別会計の中で補正をさせていただきました費用ということで、1 億 9, 500 万円を見込んでおります。

次に、保留地処分に係る損失補償についてでございます。限度額 5 億円ということでございますが、現時点では未確定ということになっておりますので、仮に 1 億 5, 000 万円と試算をしております。

次に、区画整理事業に係ります町負担でございますが、これにつきましては約 2 億 9, 900 万ということで、過日の駅周の特別委員会の資料で記載されております額を充てておるところでございます。

最後に、区域内の土地開発公社から買い戻した用地に係る地方債の負担ということで、約 5 億 7, 000 万を見込んでおります。

これらを合計いたしますと、約 5 億 2 億が事業に伴います町の負担額として見込んでおるのが今時点での試算というところでございます。以上です。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

1 点目に戻りますが、来年行われるかなと思ったら、結果は 11 月末に換地計画の県へ認可申請をされたということを今御答弁いただきました。来年の 2 月中に認可がされる予定となっていると。あとは、土地登記後は清算並びに徴収・交付作業を行われ、その後、組合は解散され、登記作業完了後は、一定の協議が整った時点で組合総会の承認を得て解散、来年度中に解散を予定していると。その後は清算法人をもって徴収並びに保留地の販売を行うというふうな御答弁をいただきましたけど、そこで再度お聞きします。

解散は来年中とのことでありますが、具体的にいつごろのまず御予定をされてるんかと。それと、また組合が解散しておりますので、その時点で清算法人の従事者の対応はどのようにされるんかということを御答弁をお願いいたします。

2 点目、いろいろ意図的に調整もしてないし、高くもしてるようなこと、公共施設についてはしてないよという御答弁ですけども、そこでおっしゃったのは、文化センター用地の国有水路の用途廃止を行っていなかった。けれども、もう一つは平群小学校の里道についても、平成 22 年に減歩率が 39. 何ぼから 26% かな、ぐらいの台に下がったと。この件、26 か 7 でしたけども、そ

のときはシミュレーションでしたと。議会の全協みたいな形で、特別委員会もされて、シミュレーションの形で出して、それは間違っていましたと謝ってました。そのことについてはおわびを申し上げますという御答弁をいただいたんやけど。そこでなぜそのような、なぜ用途廃止をまず、もう一回改めて聞くで。

なぜ里道・国有水路を、私が用途廃止を指摘していたにもかかわらず、認可申請まで放っておいたことが問題であり、なぜ用途廃止をしなかった理由を改めて御説明をお願いを申し上げます。

3点目については、土地区画整備事業は面整備でありますので、いろいろ街灯とか、そのモニュメントの時計、駅前広場のトイレとか、るる約概算で8,000万円程度が今、工事中である、工事をされたところもありますよというふうにおっしゃっていただいたわけ。最終的に平群町が負担しなければならない金額は幾らぐらいですか。御答弁をお願いいたします。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

議員からの再質問でございます。まず、1点目についてであります。組合から清算法人に移行した後に、清算法人の従事者につきましては、約一、二名程度で事務員を残して、また組合解散の時期でございますが、平成31年度中の時期としましては夏・秋ごろのめどと組合から報告を受けております。現在まだ保留地が残ってきますので組合が清算事務を行います。町もかわりを持って進むことになるというふうに考えております。

また、2点目の用途廃止の件でございます。用途廃止を行いますには、周辺地権者、水利組合の同意が必要になりますが、同意の作業は困難なため、区画整理事業の中で里道・水路の機能効果、これはつけかえになりますが、の方向性となりました。議員御指摘のように、里道・水路の用途廃止までに至らなかったために、里道・水路が現地のほうに残り、宅地と同等の評価にでき得なかったことが結果的に土地評価が上がらない要因となり、減歩率が高い要因となりましたことについて、改めて謹んでおわびを申し上げたいと思います。

また、3点目の御質問でございます。最終的に町の負担金、町の負担額の御質問でございます。駅前広場のトイレやモニュメント時計、そして役場南側の石積み等の工事、また役場駐車場の舗装工事、街路灯などで約8,000万程度と、それに加えて消防車庫の移設や現在工事中の工事の追加費用等を加算しますと総額で約、概算でございますが、1億5,000万から2億程度必要になってくるものと考えております。また、これにつきましては、年明けの委員会、または全員協議会のほうで御説明をさせていただくということになる

というふうに考えております。以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

解散については、来年の夏ごろか秋ごろになる。これはこれで結構やけど、ここ詳しくもう一度お尋ねしますけど、清算法人の従事者の対応、これについても一度ははっきりお答え願えますか。

それと2点目、国有水路並びに里道については、用途廃止できなかったということについては非常におわびをしたいということをおっしゃってんけど、まず里道について言いましょう。この里道については、平成17年、法定外公共物、国の政策により平群町が移譲を受けております。開発に伴う場合は、里道は基本的に廃止し、それなら開発申請できへん。里道・水路はそういうことになるでしょう。

逆に、小学校の敷地内にあった里道については、これは開発関係ないからな。その形状を変えないから。言うてる意味、わかるでしょう。文化センターのあったこの国有水路については、開発許可はそんなんで通れへんと思うで、通常。17年に移譲を受けてるんやから。ということは僕にしたら、本当に根幹として何かあるのかなというふうに私は指摘をしたい。それも言いたいのは、この次の3番目もそう。あと残り1億5,000万やから、2億近く町単が必要だと思いますと、このように今おっしゃいましたけど、先ほどおっしゃったように、約51億、52億の今、町単独費が、概算でやで、一応そんだけ必要というふうに思われてるわけ。今度、2億ここへ来たら、54億になるわけ、大方な。大変、これは町単独費でございますのでね。

財政厳しい折に、平群町が財政的に大変なときに、なぜここまで至らなかったのか。僕、水利組合の方がこうこう言ってね、水利組合の御理解得られへん、こんなんやったというのは、これは詭弁や、私から言わしたら。絶対そんなん違うって。御協力していただいてるもんやと私は理解してんで。その後、ほかのところ整備できへんで。法定外公共物の国有水路、覚えててね。国有水路は、北側だけが委譲を受けてんで。西側は移譲を受けてないで。そのまま放ってあってんで。本当のことね、ここで明らかにしてほしいなというのが僕の質問です。

もう一回改めて今、1番に聞きましたけどね。この清算法人の従事者は誰ですか。そこははっきり言うてください。それと2番目についてもはっきり、あなたは意図的に高くしていないっていうふうに、減歩率を高くしてないよって、公共施設はしてないよというふうなことをおっしゃいましたけどね、私は

理解でき得ない。というふうに認識してんねんけど、本当の真意はどこやと。それと、まだ残り2億ほどのお金必要ですよということのこの真意。総括的に、まず1つずつ答えて。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

議員からの再質問でございます。まず、1点目の清算法人の対応というところで、先ほど一、二名程度の事務職員、事務員を残すということで御答弁をさせていただきました。これにつきましては、組合の事務局の事務職員ということで、組合の職員ということでございます。

また、2点目の用途廃止で法定外公共物の関係で、平成17年当時一括譲与というところで、国のほうから町のほうに移行されたというところでございます。これにつきましては、その当時に区画整理事業の面整備ということが目の前にございましたので、そのときに事業の中で機能効果、先ほど御答弁させていただいたような形の機能効果という方向性になったというところで、ただその後用途廃止をできなかったのかということにつきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。議員のお述べのとおりで、おわびを申し上げた次第でございます。

3点目の財政状況がかなり厳しい中で、町の負担金という御指摘でございます。これにつきましても、年明け、また議会のほうで御報告をさせていただくという予定でございますが、十分厳しい状況というのは認識をいたしております。以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

1番目の清算法人は、何が僕が聞きたいいうたら、自分、町もかかわりを持って進めていくってさっきは言うたんや。ここでね、今言うたやろ、組合の職員さんを、組合はないけれども、解散したって組合の職員さん一、二名を従事しますよって。僕の聞きたいのは、町としては対応はせんでもよろしいんですかと、町職員が。それを聞きたいの。

それと、おわびおわびで結構やけど、おわびで済むと済まん話ありましてね、非常に。それと、お金が財政厳しい、大変な時期。それについて、自分自身は担当参事として、執行していただいているいろいろ組合とのかかわりでやっていただいているねんけど、これ10年以上たっとな、あのときこうこう用途廃止すべきやっとなって言うてもうたっとな、はい、そうでっかって、これはちょっ

とならんやろというふうに思うんやけど。その点についても改めて答える御答弁ない。なかったら、私、後で言いますけど。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

1点目の清算法人につきましては、組合事務局で事務作業を一、二名程度で行うということでございますが、町もかかわりを持ちながら進んでいくというところでございます。以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

今までの今現在行われているように町職員も向こうへ行ってかかわっていくという認識やな。ということは、町も職員もそこへ行きますよということをおっしゃっている。それを聞いたかった。町がもう全然かかわらないよって、解散したら、清算法人が組合でなさるといふふうに私は思ってたから、それは、いえいえ、今後、清算法人も平群町今までどおりかかわっていきますよということをおっしゃったわけやけど。それはそれとして、ちょっと、この駅前開発についての、ずっと僕もこれについていろいろ、いろんなことの経過、今までの環境を思い出して、僕が一般質問の最初に言うたここ、このここ大事やと思うねん。これだけね。非常に大事なところが一つあってね。

この事業は、平群町の特定事業やでということやわな。そこで、要するにもともとは平群町がやりますよという事業やったわけ、昔ね。けれども、いえいえ、平群町でやるって当初思っておられて、土地も開発公社で先行取得されました。その結果、頓挫したわけやけど。また新たに今度は組合施行でやってただこうということの事業を展開をされたわけや。その組合事業を先行された上において、一番大事なことはどういう手法でやるかということで、僕もこれ勉強不足やって、非常に反省もしてるんやけど、普通の土地区画整理事業というふうに思っておってん、当初な。違うんや。この平群駅西特定土地区画、この特定、いつも言うてんねんけど、特定っていうのは、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づいて認可を受けてはんねん。ということは、もともとこれは平群町がしようと、事業主体は平群町がしようと思ってるん。けれども、2年間の間に組合を立ち上げていただいたら、組合にお任せすると、特定がついた場合はね。そのかわり2年経過しても組合が設立されなかったら、市町村の責務としてうたわれてんの、これ、法律上。

そこで、平群町が組合を立ち上げてくださいますと、組合の組織にやっていただきたいということを行政が頼みされたと思います。それで組合が設立されて、平成19年の12月に認可を受けられたという経緯があるわけや。

この経緯で、組合の方々には非常に平群町がお願いをして組合を立ち上げていただいたという経緯を、僕は基本的にまずそこから始まっているなど。もともとは平群町がしますよという、特別法に基づいて申請された結果。そこで何が言いたいかって。なぜ僕が減歩率を、公共施設がやで、減歩率は要するに公共施設はアップし、一地主の方々にはおおむね25%の関係でいきますよと、対応させてください。そういうことで最初はスタートされてん。結果としては、公共施設36%ぐらい、平均なっているわけやろ。そこで一般の方は26.何ぼかな、そうなっているでしょう。25.65%になっている。平群町は36.8%に、公共施設な、なっているねん、これ。

そこで、僕の理解間違っていたら言うてくださいよ。ここ大事なこと言うで。これやねん。僕も議会で前言うたように、大和都市計画事業平群駅西特定土地区画整理事業に関する基本協定書。これ議会で前、一般質問したことがある。ここの事業の趣意、第2条。「甲、平群町は、乙、組合の理事長は、本事業が平群町の都市計画事業であり、平群町の玄関口として町全体の発展に寄与することを認識するものとする」。ここの、その第2項。「甲及び乙は、本事業の施行に当たり、相互に協力し、事業の円滑な推進に努めるものとする」。次、第3項。これが重要。「本事業は、駅前線の整備及び駅前広場、公園など、非常に公共性が高く、乙、平群町が行政施行から組合施行へ手法変更を行ってきた経緯を踏まえ、平群町は本事業完了まで全責任を持つものとする」。これ公文書であるわけや。これは平成19年、前言うたように1月15日に公文書が取り交わされているということや。これは、元町長と、要するにその当時の理事長。公文書。

これは、平群町議会は一切この文書は知りません。なぜというのは、1月16日は町長選の告示なんです。告示の1日前に、この文書が取り交わされる。臨時議会も何も開かれていません。があるから、今、公共施設は減歩率アップ、皆さんに、吉新の地域の皆さん、組合をお願いしてつくってもうた地主者の組合の皆さんには25%、約、平均減歩率、25%で対応をお願いしたいと。するために平群町は36.8%かな、公共施設の減歩率アップという形をとられたことと、よう聞いてや、もう一つはあと完了までって書いてあんなねん。完了まで。これ完了まで、あなたは今おっしゃったのは、1億5,000万から2億の金が要りますよとおっしゃったわけや。まだ概算だけの話やけどな。けども、みんなやってもうたもんはね、いろんな組合でしていただいたもの、たく



さんあるわけやけど。ここで、もう一つの問題やねん。奈良地方の法務局で、保存登記してあるの、これ。保存登記。これがね、平成19年の1月26日に法務局に登記してあんねん、これ。

ということがあるので、この文書があるので、あなたたちが持ってってんで。私、持ってないよ、これ。議員、誰も持ってないで、これ。持ってたんで、調整をされたんちゃうかなと。今後も、完了までやから、一般財源要るのもいたし方ないなど。これは、平群町が実はせねばならない事業を、地権者の組合をつくってください、吉新の方につくってくださいとお願いした結果、こういうもんをその当時、元町長が取り交わされたというふうに私は認識してん。個人的な認識やで。

よって、里道並びに国有水路、あえて廃止しなかったなというふうに認識してんねんで。廃止しても廃止せえへんでも一緒やないかと。違うで。また町単独の費用、お金は払うことは一緒やん。町が払うことは一緒。「あもか餅」いうふうに理解してんねんけど、僕の理解、間違うてんやったら、間違うてると言ってください。言うてくださいよ。これは言うたら悪いけど、議会の議決は一切受けてないで。してないで。議会にも出てないで、こんな大事な公文書。

そやから、亡くなった岩崎町長も、前町長やな、私がこれを議会で提示するまで、一切、議員も誰も提示せえへんかったんや。本会議で言わへんかったんや。こんなあんたに言うて悪いけど、失礼やけどね、行政がこんなん持ってたなら速やかに出すべきやで、議会に、もっとはよう。私も入手してからまだ2年ほどしかたたへんかな、これ。そのぐらいですよ、まだ。ということは、駅前開発は非常に難しい事業でもあったということも振り返れば理解もできる。よう組合を立ち上げていただいたなというふうにも、私は組合の会員さん、150人ほどいてはんのかな、約、その方にも理解します。けれども、これは町と組合との約束事は、私は守らないかんというふうに一定の理解は今したで。結局、これがあったから調整したんやというふうに私は理解するんやけど、その点どやの。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

議員より、過去の事業当時のことも含めて御説明をいただきました。そのとおりであると思います。先ほどおっしゃった内容の里道関係の件でございますが、調整はしていませんけれども、結果的に、結果として、そのような形に見えてしまうということは、理解、認識はいたしております。以上です。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

この期に及んでね、担当参事、何言うの。理解は、調整はしていない理解って。そうやったら、あのときね、平成22年に出したでしょう。その前に私、言うたでしょう。あのね、全体の里道ある減歩率の評価の求め方と、一体と、ちょうどあの県道に面して一体型求めた。1億、金違うかったでしょう、その当時。1億。あれは一つのシミュレーション。シミュレーションで全協に出すんかいな。議会の特別委員会に出すのかいな。それはちょっとクエスチョンやで、それも。そやから、この期に及んで、どっちにしろ、私は調整されたいうふうに認識しています。あなたは、どっちにしろ結果論として、まだその認識はあるんかいな、それ。ほんまに正直に言うて。これがあったから、調整されたんかなというふうに私は理解してんで。これなかったら理解してへんで。

ましてね、これを議会に出さへんかったということ自身も、自分らは大きな責任あんで、俺に言わしたら。俺はそう思ってますよ。議会ばかにしてんかって僕は言いたいですよ、正直な。これがあったために、平群町としては今後、また1億5,000万から2億要る町単独事業は、完了までまた今度、清算人の従事者としても平群町から関係を持つと、うちの町職員も行くということをお理解くださいねということをお、これあったさかいに、そのように理解してよろしいんかって、もう一回改めて聞くわ。どやの。

○ 議 長

都市建設課参事。

○ 都市建設課参事

議員の御質問でございますが、結果的にそのような形になってしまったということで、議員のお述べのとおりというふうに御答弁させていただきます。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

年末で大変な事態、私は、この本会議場やからな、そういうふうに理解、私は理解そうしたから、あなたもそのように理解した。調整してる、結論的には調整した形になってんねんということやから。今後、ここ大事なこと。ちょっと覚えててな。聞いててな。財政厳しいです。お約束は私は守らないかん。私は守らないかん、この基本協定書は守らなければならないと思っています、私自身。それと財政厳しい。新しく新町長もなられたということは、これは今後も町長も考えられると思うけども、できるだけ町単独事業の節約を、極力抑えていただくようにして、完了していただくようお願いしたいのと、できるだ

け組合のほうで、清算法人のほう、組合のほうで対応していただきたいということをお願いをいたしますけど、どうですか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

議員お述べのように、そのような形で努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○12番

この件についてはこれで終わりますけど、今後もずっと特別委員会とか、今おっしゃったように全協とかいろいろありますんで、そこら辺も見据えながら、皆さん議員に詳しく今後も報告していただきますように、その都度よろしくお願いをいたしまして、この質問はこれで結構でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、3点目の公共交通空白地解消へということで、4点御質問をいただいております。

まず1点目、減車に伴う移動困難者、約4,000人の救済対策の御質問でございます。コミバスについては、平成30年4月から減便を行い、2台2ルートで運行しております。コミバスの利用者数は、平成27年度、3万570人、28年度、2万8,144人、29年度、2万4,571人と減少傾向にあり、最低需要基準を満たしておりませんでした。本町のコミバスを維持・継続することを前提に、効率的な運行と経費の縮減等について検討し、新たな目標基準を2万2,000人、最低需要基準を1万7,500人と設定をさせていただき、2台2ルートで運行することにつきまして地域公共交通会議で承認をいただいたところでございます。

平成30年度11月までのコミバス乗車数は、西山間ルートで6,528人、南北循環ルートで7,976人、合計1万4,504人です。この数字をもとに平成30年度末の利用者数を予測しますと、約2万600人になります。前年度と比較した場合、約4,000人の減となる見込みでございますが、当初の計画にございましたように、新目標基準に近い利用者数になる見込みにはなっております。

また、1便辺りの利用者数につきましても、平成29年度の中央循環ルート

4. 3人、西山間ルート3. 7人から、平成30年度は南北循環ルート7. 2人、西山間ルート4. 6人にまで上がってはきております。

議員御指摘のありました年間4,000人に対する救済対策につきましては、現在のところ町から提案できる対策はできない状況ではございますが、現在のコミバスルート・ダイヤでの運行計画期間の事業検証とあわせまして、デマンド型交通の導入についても検討するという事になっておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

2点目の無料乗車日、11月12日から16日まで実施をさせていただきました。コミバスに対する意見の聞き取り調査をした結果についての御質問にお答えをさせていただきます。

11月12日から16日までの無料乗車期間中のコミバス車内において、西山間ルート269名、南北循環ルート336名、合計605名の方から聞き取り調査を行いました。聞き取りの内容について、主なものを抜粋をさせて報告をさせていただきます。

性別では、女性が73%、男性が27%でした。

年齢層は、60歳以上の方が全体の約69%でした。

乗車の多い停留所は、椿井交差点、かしのき荘、平群駅、東山駅、春日丘地域、竜田川団地地域の順でございました。

利用目的は、通学利用が約20%、買い物が約25%、病院が約20%でした。

平成30年4月改正については、「利用しやすくなった」と回答された方は約9%、「利用しにくくなった」と回答された方が46%でございました。

利用しやすくなった理由については、「時間帯がよくなった」「乗車時間が短縮された」「駅へのアクセスがよくなった」「前のルート・ダイヤよりよくなった」などの意見がございました。

また、利用しにくくなった理由については、「便数が減って利用しにくい」「時間帯が合わなくなった」「東山駅の利用がしにくくなった」「午前中の便が合わなくなった」「プリズムへぐりへの便が減った」「電車の乗り継ぎが悪くなった」「買い物に利用しにくくなった」「病院に間に合わなくなった」などの意見がございました。

また、コミュニティバスなどの公共交通に対する要望について「満足」と回答された方は、「ぜひ続けてほしい」「便利に使っています」「コミバスは乗りやすい」などの、少数ではございますが、御意見がありました。

また、要望や改善などの意見については、「若葉台方面のバスが必要と思う」「年をとると車がないと不便です。バスがないと、平群を離れたくないが、離

れざるを得ない」「西山間地域への停留所をふやしてほしい」「バスの本数をふやしてほしい」「最終便を午後8時ぐらまで延ばしてほしい」「小中学生のための便数をふやしてほしい」「コミバスは行きと帰りのルートがわかりにくい」「路上駐車をやめてほしい」「料金が上がってもよいので継続してほしい」「病院の前に停車してほしい」「デマンド型の交通が必要である」などの御意見をいただいております。

3点目の既存路線バスとデマンド交通のすみ分けに関するNCバスとの意見交換の協議結果についての御質問についてお答えをさせていただきます。

バス事業者から平群町の公共交通のあり方について意見を聞きました。バス事業者の見解は、路線バスの営業収支は赤字が継続しており、将来的に一部の補填、またはバス事業の撤退を検討しなければならない可能性があるとのことでした。

4点目の移動手段を持たない高齢者の日常生活に伴う利便性向上と町の活性化の原動力となるデマンド交通を導入すべきではと思っておりますがという御質問でございます。

本年4月にルート・ダイヤ改正が実施され、運行評価新基準も新たに設定をされましたので、運行状況について2年間程度検証させていただきたいと考えております。

御提案いただきました高齢者の日常生活に伴う利便性向上と町の活性化の原動力となるデマンド交通の導入については、今後において選択肢の一つであるとは考えられますが、平群町の地域公共交通会議で議論されました新たな公共交通導入については、既存の公共交通の補完的な役割を担うべきで、住民の要望や需要予測、また財政的な観点も重視しなければならないという内容なども配慮をさせていただきたいと考えております。今後も広く住民の方から意見を聞きながら、先進地の自治体の視察や公共交通導入事例等の情報収集も重ねまして、引き続きデマンド型交通につきましても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

時間、いろいろ制約ありますので、すいません、ちょっと早目にやります。

1点目について、4,000人年間、3台から2台になったので、移動困難者に対する救済措置は、平群町はデマンド型交通を検討するというふうに御答弁いただいたということに認識今してますんで、それで間違いやったら間違いって言うてください。それはそれで結構ですよ。

次に2点目、5日間の無料乗車の関係で、いろいろな5日間で聞き取り調査をしていただいた。いろいろ調査していただいて、いろんな方から御意見をいただてるみたいで、ここにも一定の資料を持ってますねけど。率直に言うてね、3台が2台になったから、より一層不便になったという人が多うなってんねんけど、便利ようになった人は少ないでしょう、統計から見て。この利用者の方々を、今、乗っていただいている方ですよ、それ。4,000人以外の話ですよ。2万人と予定されている方でしょう、これ。この方についてね、乗っていただいている方ですら、そういうことをおっしゃっていただくということは、乗っていただけない人の意見わからへんわけや。わかる。言うてる意味、御理解していただけますか。ということは、3台が2台になって、乗っていただいた方でも便利悪くなったよという人が多いわけでしょう。ということは、乗れない、乗っていけない、乗ろうとできない、物理的にできない人もいてはるわけや、4,000人。最終的にはデマンド交通の関係の話になんねけど、私はね。ここでちょっと、それはそれで一つ認識してて。

次、3点目やねけど、平群町が、町長とNCバスの社長と、社長かな、会社と協議されたということやから、その点についての、ちょっと読んどこうかな。バス事業者の見解は、平群町の公共交通のあり方について、路線バスの営業は赤字が継続していると。続いていると。将来一部の負担、またはバスの撤退を検討するとの見解というふうにされてますが、基本的に路線バス利用者の減の要因は、まず人口減と、自宅と近鉄生駒線の各駅を利用された住民の方の減、それとコミバス運行時間帯による減などと私は思ってます。私が提案し続けるデマンド型交通を導入すれば、多少、バス事業に影響はあると思います。

そこで、バス事業に影響を最小限度に食いとめる対策として、1つとして運行時間帯を午前9時から午後4時30分、最終受け付けは午後4時まで。また、利用者は登録が必要でありますので、65歳以上もしくは運転免許証の返納者、並びに体力的に車での移動が可能な介護認定者や障害手帳をお持ちの方々など、またこの選定については、登録時は利用者の限定が可能となるわけでございます。

運休日は、コミバスと同じように、土曜日、日曜日、祝日、年末年始、12月29日から1月3日までを運休いたします。運賃は私が提案しているのは、町営のため、白ナンバーで運行しますので無料となります。また、車両は10人乗りのワンボックスカーを購入し、狭隘な道路が多い平群町でも、タクシーが通行できれば、ワンボックスカーも通行可能となります。よって、自宅から目的地へ、目的地から自宅まで利用ができるわけでございます。

登録者が利用する場合は、必ず予約が必要となります。ワンボックスカー2

台、私言うてるのは2台を購入して、総年間運行経費は約1,500万程度で運行が可能になるんちゃうかというふうに前回は提案してるわけですが、それでバス事業者に影響は最小限度に食い止められんちゃうかと。そのかわり、高齢者等が生き生きしたまちづくりが構築できるん違うかなと。そういうことで、デマンド型交通導入後、バス事業者と営業については協議されたらどうかというふうに私は思っております。

それと、今度は4番目についての答えなんやけど、ことしの4月にコミバスの運行評価基準も新たにされたわけでありましたが、2年程度の検証をもってというふうに今答弁されましたけど、私はコミバスを廃止すべきとは一切提案してないわけ。平行してデマンド型交通を導入して、並行運転をすべきと常に提案をし続けているわけですが。ここで、1つ聞いてほしいねん。あえて質問させてもらうねけど、公共交通会議では、新たな公共交通の導入は既存の公共交通の補完的な役割を担うべきで、住民要望や需要予測、または財政的な観点も重要視されなければならないなどを考慮するとの答弁言わはったけど。

そこで、既存の公共交通の補完的な役割を担うべきとは具体的な施策、まず教えて。それと住民要望や需要予測をどのように把握をされてる。3つ目、財政的な観点での認識、どのように思っておられますか。まず、そこら辺も答弁してください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

多岐にわたりまして御質問をいただいております。もし抜けておりましたら、また御指摘をお願いしたいと思います。

デマンド型交通の導入については、地域公共交通会議の中でも検討していくということになっておりますので、その分については検討させていただきたいというふうに考えております。

それと、3台が2台になりまして、乗っていけない人の意見がわからない、そういう方々はどういうふうにしていくんかということですが、まだまだ住民の要望にも対応しなければならないこともたくさんありますし、現在、コミュニティバスも「あいバス」として平成17年から運行し、ことしで13年になったわけです。コミバスも定着は、路線のバスとはまた違うんですけど、コミバスとしては定着してきてる状況でありますし、まだまだコミバスも今後改善をしていって、便数が減りましたけども、よりよい利便性のあるコミバスにしていかなければならないというふうには考えております。

バス事業者との関係ですけども、バス事業者、タクシー事業者もあるんです

けども、定期的には協議を行っております。

いろいろバスルート変更やダイヤ変更についても意見交換を行いながら、バス事業者とも協議を行い、できる限りコミバスについても利用していただけるように持っていったるわけでございますけども、確かにバス事業者といたしましては、今後、赤字が続けば、また他の公共交通を導入されるとなれば、経営が成り立たない、もしくはいずれか負担金を求めなければならないというようなことも言っておられたことは確かでございますので、その点も、バス事業者も公共交通の一つとして、やはり守っていかなければならないというふうには町では考えておるわけで、今後も引き続いてバス事業者とは、今、御提案をいただきましたデマンド交通導入に向けてのいろいろな提案につきましても、バス事業者のほうにもしっかりと提案をしていきたいというふうに考えております。

あと、公共交通会議でいろいろと御議論もいただきました。デマンド交通を導入するに当たりまして、どういうこと、また補完的な役割というのはどういうものかというようなこともいただいております。デマンド交通の導入につきましては、デマンド交通の導入の弊害として、既存のバス、タクシー、鉄道の衰退の可能性があるということで、その辺はやはり考えていかなきゃならないと。また、デマンド交通の導入方法によってはいろんな方法があると。停留所型や路線型のデマンド交通、また一部に見られるように、使い勝手が悪くなったという事例もあるということです。議員が今言われているのはフルデマンドということですので、そういうデマンドの交通の導入の仕方もあると。

行政分野で支出している全体的な費用やコスト面を考えたときに、交通に対する補完すべき費用の支出というのは、やはり財政状況もあるので、どの程度がいいのかというような検討もしていかなきゃならないということでございます。地域公共交通体系の中に合理的に取り入れるべき。当然ながら、デマンドもやり、コミバスもやるということですんで、本当に平群町に合った地域公共交通が、やるとなれば、それが適切なかどうかというのをしっかり議論しなければならぬということでございます。

幹線である公共交通に対する補完的な役割を担うべきものが好ましいということで、幹線的なといいますと、やはり路線バスや鉄道、今、コミバスが地域公共交通の中で幹線的な役割もなりつつあります。そういう意味で、デマンドというのは果たして補完的な役割を担うべきものなのかどうかというのも、検討もしていかなければなりません。

当然、高齢化率が高くなりますんで、体の御不自由な方も今後出てきます。そういう方に対しては、やはりデマンド型交通の需要があると思われるという



ような御意見もございました。

それと、財政的な観点を重要視し、提案すべきである。これは当然、平群町の財政は今、厳しい状況にもありますんで、そういうことも考えて注視しながら提案すべきであると。

既存交通とのすみ分け、または相互補完的な関係性の創出が必要。これは先ほどから言っておりますように、既存の公共交通、路線バス、また近鉄、またコミバスも含めまして、本当に平群町に合った公共交通はどのようなものかということをしっかり議論していかなければならないという意見が出されました。さらに今後、こういう意見もありますんで、しっかりと議論を公共交通会議、また公共交通特別委員会でも議論をしていただきながら、具体的な案についても検討していきたいと考えております。

以上でよろしいですか。ほか何かありましたら、もう一遍お願いしたいんですけど。

○議 長

馬本君。

○12番

抜けた部分もあるけども、住民要望や需要予測はどのように把握してるのかね、それはもうよろしいけども。ちょっとね、僕、このデマンド、ずっとお話しさしてもうてんねん。もう4年も5年もなるんかな。五、六年になるのか、まだ最初から見てないねけど。しかし同じ答弁、そのぐらい行政、繰り返されんねな。路線を変えました、ダイヤを変えました、これはちょっと路線変えて、ダイヤを変えたんで、2年間だけこの経緯見てもらえませんか。もういいかげんにしなはれやということをお願いしたい。言いたい。

それと、きのうかな、井戸君、参政権の話をしたわな、参政権。当然なる話や。この参政権、クリアできんねや、これやったら。期日前投票ってあるやん。土曜、日曜、祝日は、この私提案しているのは動かない。休日は動きません。けれども平日やったら、期日前投票で行っていただけることできる。こんなええことないやないか。投票率アップや。あえて私が今言うてんのは、いろんな苦慮してんねんで。65歳以上の方とか、障がい者の方、高齢者福祉を基本とした方針に、今、一定のもんを変えてんねで。そこまで私はこの善処してる点は、理解してくれやなあかんわ。

それと、既存の公共交通の補完的な担うべき具体策と云ったら、公共交通の補完的というのは、地域公共交通の役割のこと言うてんねや。これはコミバスであり、デマンドのこと。コミバスやってんやったら、これデマンドや。これはこれの。

それと何、今ごろになって言うても。俺もこれね、最後は町長のところへずつと行ってんけど、今まで岩崎町長のときに、最後にいろいろいただいてんけど。西脇新町長も、こないだ、9日の日に御就任になっただけやからと思うて、やめておこうと思ってましたけども、これは別。

というのは、なぜならば町長、あなたこういう公約をおっしゃってんねん。「安心・安全なまちづくりとして、生活に寄り添った利用しやすい地域公共交通施策に取り組む」と御公約されてんねん。生活に寄り添った利用しやすい地域公共交通施策は、私はデマンド型公共交通導入やと思いますんやけど、町長はどう思われるんですか。

○議 長

町長。

○町 長

今、馬本議員のほうから、いろいろるる、いただいたんですけども、課長答弁のほうにありましたように、バス事業者での聞き取りでは、既存の路線バスについては赤字経営で、将来的には一部の補填、または撤退の可能性もあるということも言われております。このことから、財政問題や、撤退となれば現在の通勤・通学に利用されてる方についても支障が出るということで、こういう施策についても対策を講じていかなければなりません。また、既存の公共交通も維持していくということも必要であると考えております。

確かにデマンド交通はドア・ツー・ドアであり、移動困難者にとっては便利であるというのは十分理解をしております。また、停留所型については予約を必要としないで時刻が決まっており、乗る時間とか目的に着く時間が決まっておるというメリットもございます。

今、町としても財政状況が非常に厳しいという中で、今後は、公共交通会議の中で議論でありましたように、財政的な問題も考えていけというふうな御意見もいただいております。いろいろ改善策については、馬本議員からもいろいろ提案をいただいております。このことについては、新たにデマンド交通を導入するかについては、財政的なこと、またいろいろな課題もあることから、平群町議会に設置をされております公共交通対策特別委員会や町公共交通会議で引き続き議論をしていきたいと考えておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

待てません。逆です、これ。こっちのほうが待ってくださいと言うてはる。

町長、何をおっしゃったの。こういうふうには言わはってん、今。要するに、今、NCさんとか路線バスの利用者が減ったり、もしくは路線バスが廃止になったら大変なこと起こりますとおっしゃっている。これから人口は減っていったねん。減っていったということは、利用者がふえるという認識やったらわかりましたと言うねん。路線バスの利用者、人口減っていくということは、そんだけ通勤とか利用されてく方が減っていくねや。減っていくのに、片や総務防災課長は何をおっしゃった。検討していきます。全然話合うてけえへん。町長の論法やったら、一生デマンド入れられませんという論法ですよ、結果論として。そんなちぐはぐな御答弁ございませんよ。

財政的に非常に厳しい。これは一定聞ける部分もありましょう。けれども、片や路線バスは利用者減っていく、片や廃線になるとこあるかもわかりません、デマンドを入れることによって。となればコミバスも、そういう該当になりますよ。コミバスは地域公共交通ですよ、あれ。あれ公共交通ちゃいますよ。地域の町独自の地域の公共交通でしょう。ちょっと合わへんな、町長。

NCさんとか、今、路線バスの会社の方々は、将来もっと減って赤字になったら廃線しやんなあかん、いろんな部分に支障を来してきますっていうことでもありますって町長おっしゃってんや。こっちは、もう一回言うわ。デマンド型交通については2年間ほどちょっと検討しますって。こっちは減っていったあかんと、まだまだあかんようになっていたとした場合、何してんの。おちよくってんのかいなって。議員をおちよくってんのかいなってなるで、しまい。憤り感じんで。ええかげんにしなはれっての、それを。そんなであんた、答弁になってないで。

自分らの意見、今、町長と総務防災課長との意見が全然ちゃうがな。答弁が全然違うねん。片や前向きや。町長、あんた減っていくねや。デマンドタクシー入れられへんでってやつや。ひよっとしたらコミバス、2台のやつが、次、1台になるかわかりまへんでって、という論法になるやんか。そんなところに何でデマンド型導入やと言えんのか。みんなようちょっと頭、みんな、僕が言うている意味、理解してもらえんと思ひますよ。

それとな町長、大事ななのな、これね、基本は利用者が求めている地方公共交通でなかったらあかんねんで。住民が求めてる地方公共交通やなかったらあかんねんで。町長もそれ意見でけんのか、今。ええのか。

○議 長

町長。

○町 長

休憩のほう、しばらく。

○議 長

暫時休憩。

(ブー)

休 憩 (午前 11 時 53 分)

再 開 (午前 11 時 56 分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

町長。

○町 長

貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。今度、デマンド交通につきましても、庁内で財政状況についても検討を行い、デマンド交通の導入もあわせて前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

前向きに検討するという事で、町長、ひとつよろしく願いをいたします。以上をもって、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号10番、議席番号9番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○9番

9番、高幣でございます。時間も時間ですが、1分しかありません。冗談言いましたけど。それでは、議長の御許可をいただきまして、今回は1項目について質問させていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますよう、お願いをいたします。

私の一般質問は、いつも提案型でございますので、本日も同じように提案でございます。1番めってというよりも質問は、新文化センターのオープニング・イベントについてをお尋ねいたします。

2020年4月に完成を目指している新文化センターの起工式は、さきの町長、亡くなった岩崎町長、完工式は新町長の西脇町長と、こういうふうなスケジュールになってると思います。新文化センターは、平群駅前でにぎわいと歓声がかよます町の交流とにぎわいの拠点、まちおこしの原点として期待されています。間違いなく町民が期待している町とつながるイベント広場となるでしょう。ことし11月の起工式から平群が目指した住民主体で誰もが利用しやすく町民の皆さんが集まるにぎわいの文化交流拠点であり、情報発信基地でございます。前町長が願ったまちづくりではないでしょうか。新町長は、新文化センターのオープニング・イベント、俗にこけら落としについてどのように考えているか、お尋ねをいたします。

例えば、NHKの日曜日に放映されている「のど自慢」番組の誘致も大きなPRではないでしょうか。全国レベルの本町のPRです。近くでは、上牧町ペガサスホールで開催されました。上牧町では、「NHKのど自慢」を放映され、全国的なPRになりました。ゲストには有名な坂本冬美さん、福田こうへいさんの出演のようでした。「のど自慢」は、「明るく！楽しく！元気よく」をテーマにして、地域の皆さんの元気な歌声を全国に届けられたわけです。本町も、新文化センターを完成を前にして、上牧町の情報を入手してオープニング・イベントにしてはいかがでしょうか。

最近の話では、信貴山にある本町の信貴山に伝わる楠木正成公の「楠公さん」NHK大河ドラマを実現に向けてと、大阪の河内長野市が誘致活動中です。本町も、「楠公さん」大河ドラマ誘致協議会へ参加されたのではないのでしょうか。この誘致協議会をリードする河内長野市も、本町と同じく人口減に悩む市になっています。市は、地域活性化に向けての歴史と文化のアピール、楠公関連の聖地巡礼も念頭に動かれています。今、王寺町でも屯鶴峯、太子というふうな形で進められているようだと思います。本町も、信貴山観光協会との協力姿勢を強化し、大河ドラマ誘致作戦を学び、新文化センターのオープニング・イベント、俗に言うこけら落としにする手法を学び、観光業務につないでいってはいかがかと思います。このように、信貴山をオープニング・イベントとして、南北朝時代の平群観光を考えてはいかがでしょうか。この信貴山は南朝方の拠点として位置づけられ、後醍醐天皇の皇子である護良親王を拠点にするなど、いろいろございます。

さらに、古書「太平記」に残す「志貴」は、河内と大和のほぼ境に位置する平群の信貴山朝護孫子寺の大きなイメージにつながるのではないのでしょうか。玉蔵院さん、成福院さん、千手院さんという俗に信貴山寺とも呼ばれて、虎年の虎の日、虎の時間に、虎があらわれ願いを成就させたという言い伝えもあり

ます。河内長野市のドラマの誘致手法を学び、どうしたらいいのか平群町も考えてみる材料にはなるのではないのでしょうか。「楠公さん」大河ドラマ誘致協議会へ参加された平群町です。新文化センターの観光オープニング・イベントに学ぶことではないのでしょうか。

また、これをきっかけとして町は、国や県に、平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として、特色あるプランづくり、国の補助を求めるように頑張るべきではないのでしょうか。このイベントは、平群の大きな力になるでしょう。今、オープニング・イベントについてはどんなふうを考えているのか。本町の文化協会との連携も大事にして、町の大きな力になるよう頑張ってもらいたいと思います。新文化センターのオープニング・イベントを成功させてはいかがでしょうか。

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

それでは、高幣議員御質問の新文化センターのオープニング・イベントについてお答えいたします。

(仮称)文化センター・図書館は、かねてより御説明申し上げておりますとおり、高齢者から子供まで、幅広い世代の皆様が集い交流するコミュニティー活動の拠点として、また地域の知的支援の拠点として、平成32年春オープンを目指して整備を進めているものでございます。

議員御質問のオープニング・イベントについては、この施設が単なる既存施設の機能集約ではなく、大きなホール等の設置による機能強化や複合施設であることのメリットを生かした多様な交流の喚起、施設の相互利用による新たな楽しみ方の発信、情報提供などを行っていく第一歩として開催するもので、他事例も参考にしながら検討を始めているところであります。

内容としましては、日ごろより町内で文化・芸術活動をいそしんでおられる文化協会や公民館クラブの皆様、また各種団体の方々の参加を基本に、交流、発信、にぎわいを中心としたイベントの開催を検討してまいります。

議員御紹介の「NHKのど自慢」については、会場の席数や費用負担など、開催条件に一定の制約がありますが、我が町平群を全国レベルで発信できるツールの一つとして参考にさせていただきたいと考えております。

また、河内長野市が中心となって活動されている、「楠公さん」大河ドラマ協議会は、議員の御質問にあったように、「楠公さん」ゆかりの地などが自治体連携を行いながら、交流人口の増加や産業振興、観光振興、文化財の活用などと

連動した地域の活性化を図るため発足されたものであります。平群町信貴山には、「楠公さん」の愛称で知られる楠木正成の菊水の旌旗や正成が奉納したと伝わるかぶとがあることから、信貴山への厚い信仰があったものとされ、楠木正成にゆかりのある地として、平群町もこの協議会に参加しているものであります。オープニング・イベントの検討に際しましては、この協議会の取り組みを地方創生につながるまちづくりの一環として捉え、学べるところは学んでまいりたいと考えております。

なお、現在実施中の平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成31年度までの計画であります。大河ドラマ誘致協議会参加による交流人口の増加や各種イベント・キャンペーンへの参加を通じて、また文化センターのオープニングを踏み台に、総合戦略の基本目標である「若者が住める、住みたくなるまちをつくる」「子育てしやすい、子育てしたくなるまちをつくる」「新たな雇用と交流をつくる」「地域をまもり、地域をつなぐ」を継続的に発展できるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。じゃあ具体的に、今どんなふうな状況になっているのか、もう少し、文化協会とか、あるいはいろんなクラブ団体さんとのやりとり、ちょっと教えていただけますか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

再質問にお答えしたいと思います。オープニング・イベントの現在の取り組み状況ということでございますけれども、平成32年春のオープンを目指して、ただいまどのようなオープニング・イベントがふさわしいかということの検討を始めているところでございます。イベント開催に当たりましての基本的な考え方は、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、交流、発信、にぎわいを中心に開催を目指すものでございます。

内容としましては、大ホール、ホワイエ、イベント広場を中心に施設全体を使った催しや、また図書館を使ったお話し会など、集客力のある内容を検討してまいりたいと考えております。

なお、先ほど議員より「のど自慢」についての御紹介もございました。「のど自慢」については、本年5月、上牧町のペガサスホールで開催されまして、上牧町の例では、観覧席1,000席に対して5,000名の応募がありまして、

非常に人気があったと聞いております。このような出演者、観覧者双方の町民が楽しめるにぎわいのあるイベントは、文化センターのPRにもつながるものと考えております。

なお、「のど自慢」以外にも、地元紹介のロケ番組とか、施設規模に応じた事例も多数ございますので、そのような取り組みも参考にさせていただきまして、施設全体を活用しながらコンセプトであります、文化交流拠点、情報発信、にぎわい創出が図れるようにオープニング・イベントを盛り上げたいと考えております。

さらには、議員のほうから、「楠公さん」大河ドラマ誘致協議会のお話もございました。この大河ドラマ協議会では、各地で誘致PR、署名活動、キャンペーンも展開されておりまして、そのような自治体連携が協議会の目的であります。交流人口の増加にもつながるものと考えております。協議会の取り組みから学べるところは学んで、平群町の観光振興も含めまして、また文化協会との連携を大事にしながら、オープニング・イベントを成功させるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。今、巳波参事のほうからいろいろと話がございましたが、今実際、文化協会とどんなふうな話になってるんでしょうか。ちょっとお教えてください。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

文化協会のほうと具体的にどのような話になっているかというような質問でございます。文化センターのオープニング・イベントにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、ただいま検討を始めているところでございます。どのようなオープニング・イベントをしていくかについて、今後、年明け以降になりますけれども、文化協会の方々とお話をさせていただく機会も設けまして、にぎわいのあるまちづくりとなるように、文化センターのオープニング・イベントを考えてまいりたいと思います。

○議長

高幣君。

○9番

何か来週で、2月3日ですか、「文化とは」というふうな講演があるようです



が、それは聞いておられますか。

「関係ない話やんか」の声あり

○議 長

ちょっと通告の質問をお願いします。答弁できますか。

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

すいません。そのような情報を直接は聞いてないですけども、地域振興センターが主催でされるんじゃないかというふうには思っております。

○議 長

高幣君。

○9 番

何でそんなんが情報として、入ってないのか、私ちょっと今、一瞬不思議に思ったんですけど。我々のところに1枚、チラシが来てるんですよ。そういう意味で、やっぱり全町ベースでそういうことを考えるべきじゃないですか。私、ちょっとおかしいなと思いますね。

○議 長

意見ですか。質問ですか、意見ですか、どうですか。

○9 番

何で、今言うたことだけでええやん。

○議 長

何を聞きたいんですか、高幣議員。

○9 番

何でそんなん知らんのですかということを知りたいんですよ。

○議 長

いや、質問やったら質問を言ってくださいよ、ちゃんと。

○9 番

今、言うてますやんか。

○議 長

だから、最初に言ってくださいって言ってるんですよ。

○9 番

最初とはどういう意味ですか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいま高幣議員より御質問いただきました件でございますけれども、我々として、文化交流拠点担当の参事として、そのような情報を知らなかったということについては申しわけなく思います。今後、そのような情報については、できる限り積極的に収集できるよう努めてまいります。

○議 長

高幣君。

○9 番

その中には「文化とは」と、こういうふうな大きなタイトルが入ったのを講演されると聞いてるんですよね。やっぱり人がかわっても、町長がかわっても、情報収集っていうものはきちっとやってもらいたいと思います。

これ以上時間もございませんのでやめますけど、基本的には、大阪万博というのは2025年ですよね。うちの文化センターは、まだその前の2021年にでき上がってくるわけです。20年の春ですか。というふうにいるところから新しい時代づくりができていくわけですから、もうちょっと考え方を変えてもらいたいと思います。

町長がおっしゃってる中で、人っていう話を、よくされております。人、人、人と。やっぱり私は町民さんが大事であって、町民のにぎわいのまちづくりを考えるのが一番必要ですから、ぜひとも今回、こういうふうなイベントを、こけら落としをどんなふうにするかをもうちょっと早い時期から検討すべきじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

きょうは時間もございません。そういうことで、これで終わりたいと思います。結構です。

○議 長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 0時16分)